

官報

號外 昭和二十一年十月一日

第九十回 衆議院議事速記録第四十九號

昭和二十一年九月三十日(月曜日)

午後二時十九分開議

議事日程 第四十八號

昭和二十一年九月三十日

午後一時開議

第一 財産稅法案(政府提出)

第一讀會

第二 財産稅等收入金特別會計法案(政府提出)

第一讀會

第三 企業整備資金措置法案(政府提出)

第一讀會

第四 貿易資金特別會計法案(政府提出)

第一讀會

第五 産業復興營團法案(政府提出)

第一讀會

第六 恩給法臨時特例案(政府提出)

第一讀會

第七 農林中央金庫法の一部を改正する法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會

第八 ソ聯領殘留同胞引揚促進に關する決議案(村島喜代君外二名提出)

第一讀會

第九 朝鮮の省略シタ報告

第一讀會

第十 政府カラ提出サレタ議案ハ次ノ通りデアアル

産業復興營團法案

(以上九月二十八日提出)

官報號外

昭和二十一年十月一日

衆議院議事速記録第四十九號

議長ノ報告

新聞通信放送勞働組合セネ・ストに關する緊急質問

七九九

財産稅法案

財産稅等收入金特別會計法案

(以上九月二十九日提出)

一、議員カラ提出サレタ議案ハ次ノ通りデアアル

ソ聯領殘留同胞引揚促進に關する決議案

提出者

村島 喜代君 近藤 鶴代君

澤田 ひさ君

(以上九月二十八日提出)

一、去二十八日議長ニ於テ次ノ委員ヲ選定シタ戰時補償特別措置法案(政府提出)外五件委員

石原 圓吉君 江藤 夏雄君

大内 一郎君 大塚甚之助君

花月 純誠君 菊池長右エ門君

近藤 鶴代君 坂本 實君

田中 重彌君 高橋 英吉君

平岡 良藏君 廣川 弘禪君

本多 市郎君 松永 佛骨君

森 曉君 天野、久君

金光 義邦君 喜多橋治郎君

北村德太郎君 九鬼紋十郎君

小池新太郎君 小坂善太郎君

鈴木 明良君 寺田 榮吉君

苦米地義三君 舟崎 由之君

武藤 嘉一君 上田清次郎君

奥村又十郎君 川島 金次君

澁谷 昇次君 鈴木茂三郎君

田村 定一君 中崎 敏君

前田榮之助君 水谷長三郎君

森 三樹二君 赤澤 正道君

鹿島 透君 木下 榮君

駒井 藤平君 三木 武夫君

久保 猛夫君 笹森 順造君

總務 七郎君

一、去二十八日次ノ通り特別委員ノ異動ガアツタ

自作農開設特別措置法案(政府提出)

外一件委員

藤田山口 好一君 補關三ツ林幸三君

農民組合法案(野溝勝君外三名提出)

委員

新在伊藤 實雄君 補關中山 榮一君

○議長(山崎猛君) 是ヨリ會議ヲ開キマス

○山口喜久一郎君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出シマス、即チ此ノ際加藤勸十君提出、新聞通信放送勞働組合セネ・ストに關する緊急質問ヲ許可セラレンコトヲ望ミマス

○議長(山崎猛君) 山口君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メマス、政府ハ此ノ議事日程變更ニ同意セラレマシタ、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、新聞通信放送勞働組合セネ・ストに關する緊急質問

ネ・ストに關する緊急質問ヲ許可致シマス、提出者加藤勸十君

新聞通信放送勞働組合セネ・ストに關する緊急質問(加藤勸十君提出)

【加藤勸十君登壇】

○加藤勸十君 只今上程サレマシタ新聞通信放送勞働組合「セネスト」ノ問題ニ對シテ、政府ノ所見ヲ御伺ヒ致シマス

新聞通信放送勞働組合ハ、來ル十月五日ヲ期シテ「セネスト」ヲ全國一齊ニ斷行スルコトヲ公表シテ、其ノ態度ヲ明カニシタノデアリマス、此ノ組合ノ全國一齊ノ「セネスト」ノ態度表明ハ、之ニ依ツテ測リ知ルベカラザル社會不安ノ面ヲ多クノ人ニ與ヘタコトハ爭ハレナイト思フノデアリマス、今將ニ其ノ社會不安ガ招來サレントスル狀態ニアリマス、此ノ情勢ニ對シテ政府ハ、ノヤウナ態度、ドノヤウナ方針ヲ以テ臨マレントスルノデアリマスルカ、私ハ此ノ點ヲ御伺ヒ致シタイト存ジマス、此ノ「セネスト」ノ主要目標ガ讀賣新聞社ノ爭議ニアルコトハ、組合側ノ公表ニ依ツテ明カナル點デアリマス、新聞、通信、「ラジオ」等ノ「セネスト」ヲ誘發セントスル讀賣新聞社ノ爭議ガ、ドノヤウナ經過ヲ辿ツテ茲ニ至ツダカト云フコトニ付キマシテハ、日々ノ新聞ガ詳細ニ報道致シテ居リマスルカラ、私ガ茲ニ附加ヘル必要ハナカラウト思フノデアリマス、又事態ガコ、マデ切迫シタ時機ニ於キマシテ、其ノ責任ガ會社側ニアルカ、或ハ従業員側ニアルカト云フヤウナ責任ノ所在ヲ詮索シテ居ル暇モナイト存ジマス、要ハ如何ニシテ此ノ「セネスト」ヲ未然ニ防止スルコトガ出來ルカ、隨テ之ニ

伴ツテ起ル社會不安ヲ一掃スルコトガ出來ルカト云フ點ニアルト存ジマス、新聞紙ノ傳フル所ニ依リマスレバ、或ル關係ハ此ノ問題ニ關シマシテ、此ノ爭議ハ政府ノ關係スル事業ニ起ツタ問題デナイカラ、隨テ關與スル意思ハナイ、又或ル他ノ關係ハ、此ノ「セネスト」ガ政治的性質ヲ持ツタ「セネスト」デアラナラバ、斷乎嚴重ナル處置ヲ講ズル、斯ウ云フヤウナコトヲ述ベテ居ラレノデアリマス、私ハ是等ノ點ニ付キマシテ、若シ論議ヲ致シマスレバ多クノ論議スルモノヲ持ツテ居リマスルガ、今ハサウ云フ時期デナイト思ヒマスルカラ、一切ノ論議ヲ避ケマス、唯是等ノ關係ノ言葉ハ、恐ラクハ關係個々ノ言葉ト思ヒマスルガ、政府ハ一體此ノ「セネスト」ノストライキニ依ツテ惹起サレレデアラウト思ハレル社會不安ノ深刻ナル様相ニ付テ、モット眞劍ニ考慮ヲサレテ、ドウスレバ此ノヤウナ社會不安ヲ一掃スルコトガ出來ルカト云フコトニ、積極的ナ努力ヲ拂ツテ貰ヒタイト思フノデアリマス、先頃國鐵ノ一部ニ於テ「ストライキ」ガ斷行サレント致シマシタ時、世間ハ騒然トシテ社會不安ヲ唱ヘ、如何ニシテ之ヲ未然ニ防止スベキカト云フコトニ付テ多クノ論議ガナサレタノデアリマス、國鐵ノ「ストライキ」ガ社會生活ニ取ツテ重要ナル影響ヲ持ツコト、固ヨリ論議ノ餘地ハアリマセヌ、ソレ故ニ私共ハ他ノ人々ト同ジヤウニ、ソレガ速カニ未然ニ防止サレルヤウニ微力ヲ注イダ次第デアリマスルガ、幸ヒニ此ノ問題ハ、従業員諸君ノ謙讓ナル心持ト政府ノ努力ニ依ツテ解決ヲ見タノデアリマス、國鐵ノ「ストライキ」ハ、主トシテ經濟的計畫ノ蹉跌デアルトカ、

生活上ノ不便アルカラト云フ點カラ
來タ、現實ニ眼ニ見ルコトガ出來ル、
形ノ上ニ現ハレテ居ル社會不安アル
ト言フコトガ出來マスルガ、之ニ反シ
テ此ノ度ノ新聞等ノ「ゼネスト」ハ、形
ノ上ニ、眼ニ見エナイ社會不安アリ
マシテ、明カニ人々ノ心理ニ動搖ヲ起
サシムルモノデアリマスルガ故ニ、其
ノ深サガ何處マデ深マルカ想像ヲ許サ
ナイデアリマス

試ミニ今日ノ私共ノ社會生活ニ於
テ、新聞、通信「ラジオ」ノ全然ナ
イ社會生活ヲ考ヘテ戴キタイ、眼ニ見
ナイ、形ノ上ニ心理の不安デアリマス
ダケニ、私ハドウ云フヤウナ社會の動
搖ヲ人々ガ感ズルカモ分ラナイト云フ
コトヲ知ルコトガ出來ルデアリマス
、實ハ此ノコトニ付キマシテハ、曾
テ大正八年、東京市十五ノ日刊新聞社
ガ、爭議ノ爲ニ四日間ノ「ストライキ」
ヲヤツタコトガアリマス、私ハ當時組
合關係者ノ一人トシテ、此ノ爭議ニ携
ハツタノデアリマス、當時ノ私共ノ實
際ニ經驗シタ實例カラ申上ゲテ見マシ
テモ、私ハ非常ニ大キナ不定ト動搖ガ
社會的ニ見ラレタコトヲ述ベルコトガ
出來ルデアリマス、然ルニ此ノ度ノ
爭議ハ、組合ノ組織サレテ居リマス
全國主要ナル新聞殆ト全部ガ参加シ、
且ツ通信モ「ラジオ」モ参加シテ居ル
ノデアリマス、隨テ其ノ社會的不安ノ
深刻ナル度合ハ、到底大正八年當時ノ
状態トハ比較ニナラナイモノガアルト
云フコトヲ我々ハ知ラナケレバナラヌ
ト存ジマス、政府ハ此ノヤウナ事態ノ
推移ニ深甚ナル注意ヲ拂ツテ、豫測サ
レ得ル社會不安ノ發生ヲ未然ニ防止ス
ル爲ニ、積極的ナ態度ニ出テ實ヒタイ
ト存ジマス、政府ハ、或ハ先程申述べ

マシタ關係ノ言葉ニアツタヤウニ、政
府ガ直接關係スル事業デナイカラト云
フ消極的態度ヲ御執リニナル考ヘカモ
知レマセヌガ、ソレデハ、豫測シ得ラ
レル社會不安ノ發生ヲ傍觀シテ居タト
云フ責任ヲ免レナイト存ジマス、又少
クモ責任ヲ回避シヨウトスル卑怯ナ
ル態度デアルト云フ謗リヲモ免レナイ
ト存ジマス（拍手）

御承知ノヤウニ「アメリカ」デハ、
重大ナル勞働爭議ノ發生致シマシタ場
合ニハ、大統領自ら其ノ解決ニ乘出
シ、是ガ爲ニ閣僚ヲ奔走セシメテ居ル
實例ヲ屢ニ見ルデアリマス、同ヨリ
「アメリカ」ト日本トハ國情モ違ヒマ
スルシ、一様ニハ參ラナイヤウニ致シ
マシテモ、私ハ、政府ハ直接乘出スベ
キ法的根據ガナイカラト言ツテ、此ノ
ヤウナ場合ニ決シテ傍觀シテ居ルベキ
デハナイト存ジマス、政府ハ或ハ言フ
カモ知レマセヌ、勞働委員會ガ構成サ
レ、其ノ委員會ガ一應ノ裁定ヲ與ヘテ
居ル、ソレ以上ニハドウモモ仕方ガナ
イト言フデアルカモ知レマセヌガ、
如何ニモ勞働委員會ハ一應ノ裁定ヲ
シタ、併シ御承知ノヤウニ其ノ裁定案ハ
餘リニモ曖昧ナ點ガ多カッタノデアリ
マス、ソレ故ニ此ノ裁定ハ遂ニ履行サ
レマセヌデシタ、此ノ裁定案ガ履行サ
レナカッタコト云フコトガ問題ヲ一層紛
糾セシメ、事態ヲコ、ニマデ發展セシ
ムルニ至ツタモノデアルト言ハナケレ
バナラヌノデアリマス、私ハ、政府ガ
權力的手段ニ依ツテ勞資何レカ一方ニ
強壓ヲ加ヘヨト云フコトヲ言フノデハ
斷ジテアリマセヌ、新聞爭議ニ依ツテ
發生スル不安ノ重大性ヲ勞資兩者ニ勸
告シテ、兩者ノサウシタ問題ニ對スル
責任ノ重大性ヲ自覺サセテ、其ノ自覺

ノ上ニ、從來兎角ゴダハリ勝ちデアツ
タ面目ト感情ヲ棄越エテ、お互ヒノ謙
讓ナル態度ニ依ツテ和協ガ出來ルヤウ
ニ、政府ヨリガ勸告サレルコトガ必要
デハナイカト考ヘルデアリマス（拍
手）サウシテ又斯ウシタコトモソガ、
勞資兩者ニ解決ノ端緒ヲ與ヘルモノデ
バナイカト存ジマス、ソレデモ尙且ツ
其ノ何レカガサウシタ勸告ニ從ハナ
イ、此ノ勸告ヲ聽カナイト云フ場合
ニ、本當ニ強イ社會的、道義的ナ輿論
ガ發生スルニ相違ナイト私ハ考ヘマス
（拍手）私ハ斯ウ云フ政府ノ態度コソ
ガ、豫測セラレル社會不安ノ發生ヲ未
然ニ防止シ得ル最善ノ途デアルト信ジ
マス、私ハ、願ハクハ日本ノ爲ニ、我
我國民ノ生活不安ヲ一掃スル爲ニ、政
府ガ此ノ方法ヲ選バレンコトヲ切望シ
テ已マナイモノデアリマスルガ、此ノ
點ニ對スル政府ノ御所見ハドウデアリ
マセウカ、吉田總理大臣カラ御答ヘヨ
御伺ヒ致シタイト存ジマス（拍手）

（國務大臣吉田茂君登壇）
○國務大臣（吉田茂君） 御答ヘ致シマ
ス、此ノ事件ガ「ゼネスト」ニ入ラナ
イヤウニト云フコトハ、切ニ政府モ希
望致シマスガ、勞働爭議ハ勞資兩者ガ
自主的ニ解決スベキモノデアルト信ジ
又之ヲ政府ト致シマシテハ希望致シマ
ス、隨テ續々御意見ハアリマシタガ、
今日ノ場合、未ダ此ノ事件ニ政府自ら
介入シテ調停ニ乗出ス時期ニアラズト
考ヘルモノデアリマス（拍手）
○加藤勳十君 只今ノ御答辯ニ對シテ
ハ、御伺ヒ致シテ置タコトニ致シマス
○議長（山崎猛君） 日程第一乃至第三
ハ、便宜上一括議題トナスニ御異議ア
リマセヌカ
（「異議ナシ」ト呼ブ者アリ）

○議長（山崎猛君） 御異議ナシト認メ
マス、日程第一、財産税法案、日程第
二、財産税等收入金特別會計法案、日
程第三、企業整備資金措置法を廢止す
る等の法律案、右三案ヲ一括シテ第一
讀會ヲ開キマス——石橋大藏大臣

- 第一 財産税法案（政府提出） 第一讀會
第二 財産税等收入金特別會計法案（政府提出） 第一讀會
第三 企業整備資金措置法を廢止する等の法律案（政府提出） 第一讀會
- 財産税法案
第一章 總則
第二章 課税價格、免稅點及び税率
第三章 財産の評価
第四章 申告
第五章 納付
第六章 課税價格の更正及び決定
第七章 審査、訴願及び行政訴訟
第八章 物納及び延納
第九章 雜則
第十章 罰則
第十一章 補則
第十二章 附則
- 第一章 總則
第一條 左に掲げる者（その一般承繼人を含む。）は、この法律により、財産税を納める義務がある。
一 昭和二十一年三月三日前（以下調査時期といふ。）において、この法律の施行地に住所を有し又は一年以上居所を有してゐた個人

二 前號の規定に該當しない個人で、調査時期においてこの法律の施行地に財産を有してゐたもの
の
前項に掲げる者の外、戸籍法の適用を受ける個人で、調査時期後二年以内に、この法律の施行地に住所を有し又は一年以上居所を有することとなつたもの（その一般承繼人を含む。）は、この法律により、財産税を納める義務がある。
第二條 財産税は、命令で定める外國人には、これを課さない。
第三條 民法第五十一條に規定する法人（以下相續財團といふ。）で、調査時期において現に存したものであるについては、これを個人とみなして、この法律を適用する。
前項の規定の適用に關し必要な事項は、命令でこれを定める。
第四條 調査時期において、この法律の施行地に住所を有し又は一年以上居所を有してゐた個人で、戸籍法の適用を受けるものについては、調査時期において有してゐた財産の全部に對し、財産税を課する。

前項の規定に該當しない個人で、調査時期においてこの法律の施行地に財産を有してゐたものについては、調査時期においてこの法律の施行地に有してゐた財産に對し、財産税を課する。
第一項の規定に該當しない個人で、戸籍法の適用を受けるものが、調査時期後二年以内に、この法律の施行地に住所を有し又は一年以上居所を有することとなつた場合においては、前項の規定にか

かはらず、調査時期において有してゐた財産の全部に對し、財産税を課する。

調査時期後この法律施行前に相續の開始があつた場合において、被相續人が調査時期において有してゐた財産に對しては、相續人又は相續財團に、財産税を課する。

前項の場合において、被相續人が調査時期において有してゐた財産に對する財産税は、被相續人が第一項又は第三項の規定に該當する者であつたときは、調査時期において有してゐた財産の全部に對し、被相續人が第二項の規定に該當する者（第三項の規定に該當する者を除く）であつたときは、調査時期においてこの法律の施行地に有してゐた財産に對し、これを課する。

第四項の規定により相續財團に財産税を課する場合において必要な事項は、命令でこれを定める。

第五條 左の各號に掲げる財産の所在は、當該各號に規定する場所による。

一 不動産若しくは不動産又は不動産の上に存する權利については、その不動産又は不動産の所在但し、船舶については、船籍の所在

二 礦業權又は砂鐵權については、礦區の所在

三 漁業權若しくは入漁權又は漁業權を目的とする權利については、漁場に最も近い沿岸の屬する市町村又はこれに相當する行政區域

四 金融機關に對する預金、貯金、積金又は寄託金で命令で定めるものについては、その預金、貯金、積金又は寄託金をなした營業所又は事業所の所在

五 合同運用信託に關する權利については、その信託をなした營業所の所在

六 前各號の外、この法律の施行地に營業所又は事業所を有する個人の、その營業所又は事業所の營業上又は事業上の權利については、その營業所又は事業所の所在

前項に掲げる財産以外の財産の所在は、權利者の住所の所在による。

第六條 調査時期において現に存した信託については、その時における受益者が、信託財産を有してゐたものとみなして、この法律を適用する。但し、合同運用信託については、その時における受益者が、信託に關する權利を有してゐたものとみなす。

前項の場合において、調査時期までに、元本若しくは収益の受益者がその元本若しくは収益を全然受けてゐなかつたとき、又は受益者が特定してゐなかつたとき若しくはまだ存在してゐなかつたときは、委託者又はその相續人を受益者とみなす。

前二項の場合において、受益者が二人以上あつたときは、これらの受益者が、各自その受くべき利益の價額の占める割合に應じて、信託財産又は信託に關する權利を有してゐたものとみなす。

第七條 調査時期において現に存した郵便年金契約で、その時までまだ年金支拂事由が発生してゐなかつたもの又は調査時期において現に存した生命保險契約で、その時までまだ保險事故が発生してゐなかつたものについては、契約者が、その契約に關する權利の全部を有してゐたものとみなして、この法律を適用する。但し、契約者が他人のために契約をなし、且つ、その他人が現實に掛金又は保險料の全部を負擔してゐた場合その他命令で定める場合については、命令で特別の定をなすことができる。

第八條 昭和二十年十一月十五日以後調査時期前に、贈與の契約とその履行とがあつた場合又は財産を留保する家督相續があつた場合においては、その贈與財産（その贈與財産に係る債務及び公租公課を含む。以下同じ。）又は相續財産（その相續に係る債務及び公租公課を含む。以下同じ。）は、命令の定めるところにより、調査時期において贈與者又は被相續人が、これを有してゐたものとみなして、この法律を適用する。

前項の規定は、同項に規定する贈與が國又は命令で定める公共團體に對する贈與、贈與財産の價額三千圓以下の贈與その他命令で定める贈與であつた場合及び同項に規定する相續が相續財産の價額一萬圓以下の相續であつた場合においては、これを適用しない。

第一項の期間内に著しく低い價額の對價で財産の讓渡の契約とその履行とがあつた場合において

は、その對價の價額と契約の時ににおける讓渡財産の時價との差額に相當する金額について、贈與があつたものとみなして、前二項の規定を適用する。

第九條 前條第一項の期間内に他人をして信託の利益を受くべき權利を有せしめ、且つ、同項の期間内に、その受益者をして元本若しくは利益の全部又は一部を受けしめたときは、信託の委託者を贈與者、受益者を受贈者とみなし、その信託の利益の價額に相當する金額の贈與があつたものとみなして、前條第一項及び同條第二項の規定を適用する。

前條第一項の期間内に契約期間の満了する生命保險契約について、同項の期間内に契約者が保險金受取人を變更したとき（調査時期前にその契約の解除があつたときを除く）は、生命保險契約の契約者を贈與者、變更後の保險金受取人を受贈者とみなし、その保險金額に相當する金額の贈與があつたものとみなして、前條第一項及び同條第二項の規定を適用する。

前條第二項の規定を適用する。

前條第一項の期間内に他人を年金受取人とし、且つ、同項の期間内に年金支拂事由が発生する郵便年金契約をなしたとき（調査時期前にその契約の解除があつたときを除く）は、郵便年金契約者を贈與者、年金受取人を受贈者とみなし、その郵便年金契約に關する權利の價額に相當する金額の贈與があつたものとみなして、前條第一項及び同條第二項の規定を適用する。

前三項の規定は、前三項に規定する行為が無償で行はれた場合又は著しく低い價額の對價で行はれた場合を除く外、これを適用しない。

第十條 左に掲げる財産については、財産税を課さない。

一 生活に通常必要な家具什器、衣服その他の動産で、命令で定めるもの

二 墓所及び靈廟

三 簡易生命保險契約に關する權利

四 厚生年金保險法及び船員保險法に規定する年金又は一時金に關する權利並びに共済組合の支給する年金又は一時金に關する權利

五 戰爭又は災害に起因して死亡し又は傷病を受け若しくは疾病に罹り、これに因り支給を受ける増加恩給その他これに準ずる年金で、命令で定めるものに關する權利

六 その他命令で定めるもの

第十一條 この法律において合同運用信託とは、信託會社（信託業務を兼營する銀行を含む。以下同じ。）が引き受けた金錢信託で、共同しない多數の委託者の信託財産を合同して運用するものをいふ。

この法律において同居家族とは、戸主及びこれと同居する家族又は戸主と別居して同居する二人以上の家族をいふ。

前項の場合において同居の事實の有無は、調査時期の現況による。但し、特別の事情がある場合については、命令で特別の定をなすことができる。

第二章 課税價格、免稅點及び稅率

第十二條 第四條第一項又は同條第三項の規定に該當する者については、調査時期において有してゐた財産（第十條に掲げる財産を除く。以下同じ。）の價額から、調査時期において現に存した債務（公租公課を含む。以下同じ。）の金額を控除した金額を、課税價格とする。

前項の場合において、同居家族のうち、債務の金額が財産の價額を超過する者があるときは、その超過額を、命令の定めるところにより、他の一人又は數人の同居家族の財産の價額から控除して、その同居家族についての課税價格を算定する。

第十三條 第四條第二項の規定に該當する者（同條第三項の規定に該當する者を除く。以下制限納税義務者といふ。）については、調査時期においてこの法律の施行地に有してゐた財産の價額から、左の債務で調査時期において現に存したものの金額を控除した金額を、課税價格とする。

- 一 その財産に係る公租公課
- 二 その財産を目的とする留置權、特別の先取特權、質權又は抵當權で擔保される債務
- 三 前二號の外、その財産を取得、維持又は管理するために生じた債務
- 四 その財産に關する贈與の義務五 前四號の外、その者が、調査時期において、この法律の施行

地に營業所又は事業所を有してゐた場合においては、その營業所又は事業所の營業上又は事業上の債務

制限納税義務者で、調査時期において、この法律の施行地に住所を有し又は一年以上居所を有してゐたものについては、前項の規定にかかわらず、調査時期においてこの法律の施行地に有してゐた財産の價額から、前項に掲げる債務の金額及び左の債務で調査時期において現に存したものの金額の合計額を控除した金額を、課税價格とする。

一 前項第一號に掲げるもの以外の公租公課で、この法律の施行地で納付すべきもの

二 調査時期において、この法律の施行地に住所を有し又は一年以上居所を有してゐた個人に對する債務

三 調査時期において、この法律の施行地に營業所又は事業所を有してゐた法人に對する債務で、これらの營業所又は事業所との間に生じたもの

前條第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第十四條 前二條の規定により、その金額を控除すべき債務は、確實と認められるものに限る。

第十五條 左に掲げる金額は、課税價格の算定上、これを調査時期における財産の價額とみなす。

- 一 戦時補償特別措置法第四十一條、第四十二條又は第五十三條の規定により求償をなし得べき金額
- 二 調査時期前に納付した相続税につき、戦時補償特別措置法第五十七條又は第五十八條の規定により免除がなされる場合におけるその免除税額
- 第十六條 左に掲げる金額は、課税價格の算定上、これを調査時期における債務の金額とみなす。
- 一 不動産所得、乙種の配當利子所得、甲種若しくは乙種の事業所得、乙種の勤勞所得、山林の所得、乙種の退職所得又は清算取引所得に對する昭和二十一年分の分類所得税額、同年分の綜合所得税額及び同年分の臨時利得税額
- 二 戦時補償特別税額（戦時補償特別措置法第六十條の規定の適用を受ける場合については、命令で定める税額を除く。）
- 三 戦時補償特別措置法第四十一條、第四十二條又は第五十三條の規定により求償に應じて履行をなすべき債務の金額

調査時期において相続税納付の義務があつた場合において、戦時補償特別措置法第五十七條又は第五十八條の規定により相続税を免除されるときは、調査時期における財産の價額から控除されるべき相続税額は、課税價格の算定上、その免除後の税額による。

第十七條 昭和二十年十一月十五日以後に贈與の契約がなされて、調査時期までにその履行がなかつた場合においては、贈與の義務の金額及び受贈の權利の價額は、課税價格の算定上、命令の定めるところにより、調査時期における贈與者又は受贈者の債務の金額又は財産の價額には、これを算入しない。

第十八條 第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

昭和二十年十一月十五日以後に著しく低い價額の對價で財産の譲渡の契約がなされて、調査時期までにその履行がなかつた場合においては、その對價の價額と契約の時に對する譲渡財産の時價との差額に相當する金額について、贈與の契約がなされたものとみなして、前二項の規定を適用する。

第十八條 戦争又は災害に起因して死亡し又は傷病を受け若しくは疾病に罹り、これに因り、調査時期前五年以内に、一時金たる恩給、扶助金、救恤金その他の給付で命令で定めるものの支給を受けることとなつた場合においては、命令の定めるところにより、その給付金額に相當する金額を、調査時期前にその給付を受けた者又は調査時期において現にその給付を受ける權利を有してゐた者について、課税價格から控除する。但し、その控除金額は、一萬圓を超えることができない。

第十九條 戦災者又は引揚者については、一人につき五千圓を、課税價格から控除する。

第二十條 第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第二十一條 戦災者及び引揚者の範圍は、命令でこれを定める。

第二十二條 前二條の規定は、制限納

税義務者（調査時期において、この法律の施行地に住所を有し又は一年以上居所を有してゐた者を除く。）には、これを適用しない。

第二十一條 第十八條乃至前條の控除に關する規定は、第三十七條第一項又は第三十八條第一項に規定する申告書の提出期限までに、控除に關する明細書を添附した第三十七條第一項又は第三十八條第一項の規定による申告書の提出がない場合には、これを適用しない。

第三十八條 第二項に掲げる事由に因り、第三十九條第一項の規定による申告書の修正をなすべき者につき、同項に規定する申告書の修正期限までに、控除に關する明細書を添附した同項の規定による申告書の修正がない場合もまた同じ。

前項の規定は、政府において已むを得ない事情があると認めるときは、これを適用しない。

第二十二條 課税價格（第十八條乃至前條の規定による控除をなす場合においては、控除後の價額をいふ。以下特別の定をなす場合を除く外同じ。）が十萬圓以下である場合においては、財産税を課さない。

同居家族については、課税價格を合算し、その總額について、前項の規定を適用する。但し、第二十三條に規定する制限納税義務者については、この限りでない。

第二十三條 財産税は、課税價格を左の各級に區分し、遞次に各稅率を適用して、これを賦課する。

十萬圓を超える金額

十一萬圓を超える金額	百分の二十五
十二萬圓を超える金額	百分の三十
十三萬圓を超える金額	百分の三十五
十五萬圓を超える金額	百分の四十
十七萬圓を超える金額	百分の四十五
二十萬圓を超える金額	百分の五十
三十萬圓を超える金額	百分の五十五
五十萬圓を超える金額	百分の六十
百萬圓を超える金額	百分の六十五
百五十萬圓を超える金額	百分の七十
二百萬圓を超える金額	百分の七十五
三百萬圓を超える金額	百分の八十
五百萬圓を超える金額	百分の八十五
千五百萬圓を超える金額	百分の九十

前項の場合において、同居家族については、課税價格を合算し、その總額に對し、前項の規定を適用して算出した金額を、各、その課税價格に按分して、各、その税額を定める。

第二十條の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第二十四條 第四條第四項の規定に該當する場合においては、命令の定めるところにより、被相続人の調査時期において有する財産

及び相続人の調査時期において有する財産は、各、これを區分し、その各々について、第五條乃至前條の規定を適用して、その財産に對する財産税の額を算出し、その額の合計額を以て、相続人の納付すべき財産税額とする。

第三章 財産の評価

第二十五條 この法律の施行地にある土地又は家屋の價額は、その賃貸價格（地租法第八條又は家屋税法第六條に規定する賃貸價格をいふ。以下同じ。）に一定の倍數を乗じて算出した金額（命令で定める場合においては、命令で定める金額を加算した金額）による。

借地法に規定する借地權（以下借地權といふ。）の價額は、その目的となつてゐる土地の賃貸價格に一定の倍數を乗じて算出した金額による。

所有權以外の權利の目的となつてゐる土地又は家屋の價額は、その價額から當該權利の價額を控除した金額による。

第二十六條 前條第一項の一定の倍數は、命令で定める區域ごとに、その區域内において標準となるべき土地又は家屋について、取引價額を參照して、政府において算定する價額の、その調査時期における賃貸價格に對する倍數に比準して、これを定める。

前條第二項の一定の倍數は、命令で定める區域ごとに、その區域内において標準となるべき借地權について、取引價額を參照して、政府において算定する價額の、その借地權の目的となつてゐる土地

の、その調査時期における賃貸價格に對する倍數に比準して、これを定める。

前二項の倍數は、命令の定めるところにより、政府において、不動産評價委員會に諮問して、これを定める。

第一項及び第二項の倍數を定めるときは、政府は、命令の定めるところにより、これを公告し、又はこれを記載した書類を縦覧に供する。

不動産評價委員會に關する規程は、勅令でこれを定める。

- 第二十七條 左に掲げる土地若しくはこれを目的とする借地權又は家屋の價額については、第二十五條第一項又は同條第二項の規定によらず、命令の定める價額による。
- 一 無租地、減租年期地及び免租年期地
- 二 鑛泉地、池沼、牧場及び雜種地
- 三 地租法第二百二條の規定の適用を受ける土地
- 四 賃貸價格が設定されてゐない家屋
- 五 前各號の外、通常の土地又は家屋とその狀況が著しく異なる土地又は家屋

第二十八條 地上權（借地權たるものを除く。）及び永小作權の價額は、その目的となつてゐる土地の價額に命令で定める割合を乗じて算出した金額による。

第二十九條 命令で定める金融機關に對する預金、貯金及び積金その他これに準ずるものの價額は、調査時期における預金額、貯金額、

積金の掛金額等による。

第三十條 公債（外貨債及び借入金を除く。）の價額は、その發行價格による。但し、利率四分以上の國債及び國債以外の公債で利率四分五厘以上のものの價額は、その發行價格、利率、償還期限を參照して定められたものによる。

社債その他これに準ずる財産の價額は、命令の定めるところにより、その發行價格、當該法人の資産及び收益の狀況等を參照して定められたものによる。

株式その他の出資の價額は、命令の定めるところにより、その取引價額、當該法人の資産及び收益の狀況、類似の他の法人の株式その他の出資の取引價額等を參照して定められたものによる。

第一項但書及び前二項の價額は、命令の定めるところにより、政府において、株式等評價委員會に諮問して、これを定める。

第二十六條第四項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

株式等評價委員會に關する規程は、勅令でこれを定める。

第三十一條 調査時期において現に存した左に掲げる定期金の給付の契約で、その時までに定期金の給付事由が発生してゐたものに關する權利の價額は、左に掲げる金額による。

- 一 有期定期金については、残存期間に受くべき給付金額に、その残存期間に應じ、命令で定める割合を乗じて算出した金額とし、一年間に受くべき金額の二

十倍を超えることができない。

二 無期定期金については、一年間に受くべき金額の二十倍に相當する金額

三 終身定期金については、一年間に受くべき金額に、目的とされた人の年齢に應じ、命令で定める倍數を乗じて算出した金額但し、一年間に受くべき金額の二十倍を超えることができない。

前項に規定する定期金の給付を受ける權利を有してゐる者が、調査時期後この法律施行前に死亡し、その給付が終了した場合においては、當該定期金の權利の價額は、前項の規定にかかわらず、その權利者が調査時期後給付を受けた又は受くべき金額（權利者の遺族が權利者の死亡に因り給付を受けるときは、その給付を受ける權利の價額を加算した金額）による。

前二項に定めるものの外、定期金に關する權利の價額の算定に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三十二條 調査時期において現に存した郵便年金契約で、その時までにまだ年金支拂事由が発生してゐなかつたもの及び調査時期において現に存した生命保険契約で、その時までにまだ保険事故が発生してゐなかつたものに關する權利の價額は、調査時期までに拂ひ込まれた掛金又は保険料の合計額に、命令で定める割合を乗じて算出した金額による。

第三十三條 調査時期において物價

統制令による統制額の定められた財産の価額は、その統制額を基準として命令で定める金額による。調査時期後この法律施行前に、物價統制令により統制額をあらたに定め又は改訂した財産の価額は、その統制額を基準として命令で定める金額による。但し、その統制額をあらたに定め又は改訂する前に譲渡した財産については、この限りでない。

第三十四條 調査時期においてこの法律の施行地外にあつた財産その他命令で定める財産の價額及び命令で定める債務の金額については、諸般の状況を勘案し、その算定をなすことができることとなつた際に、命令でその算定方法を定める。

第三十五條 第二十五條乃至前條に定めるものを除く外、調査時期における財産の價額は、その時における時價により、調査時期における財産の價額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。

第三十六條 調査時期における財産のうち家庭用財産以外の財産の價額から、第十二條又は第十三條の規定により、債務の金額を控除した金額（以下一般財産の價額といふ。）が五十萬圓（同居家族については一般財産の價額の合計額が五十萬圓）以下の者については、その家庭用財産の價額は、前三條の規定にかかわらず、一般財産の價額に命令で定める割合を乗じて算出した金額によることができる。家庭用財産の前三條の規定による價額が、前項の規定により算出

した金額を一萬圓以上超過する場合においては、家庭用財産の價額は、前項の規定にかかわらず、前三條の規定による價額によらなければならない。

前二項の家庭用財産の範圍は、命令でこれを定める。

第四章 申告

第三十七條 第一條に規定する者（第二條に規定する者を除く。）は、課税價格（第十八條乃至第二十一條の規定による控除前の課税價格をいふ。）が十萬圓を超える場合（同居家族については、その合計額が十萬圓を超える場合を含む。）においては、命令で定める日（以下第三十七條の申告期限といふ。）までに、命令の定めるところにより、課税價格（第十八條乃至第二十一條の規定による控除後の課税價格をいふ。）その他必要な事項を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

前項の規定による申告書には、命令の定めるところにより、第十八條乃至第二十一條の規定による控除後の課税價格をいふ。）その他必要な事項を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

第三十八條 前條第一項に規定する申告書を提出しなかつた者について、第三十七條の申告期限後、左に掲げる事由に因り、課税價格

（第十八條乃至第二十一條の規定による控除前の課税價格をいふ。）が十萬圓を超えることとなつた場合（同居家族については、その合計額が十萬圓を超えることとなつた場合を含む。）においては、第一條に規定する者（第二條に規定する者を除く。）は、命令で定める日（以下第三十八條の申告期限といふ。）までに、命令の定めるところにより、前條第一項に規定する申告書を政府に提出しなければならない。

一 前條第三項の規定により、課税價格の算定の際、除外された財産の價格及び債務の金額について、第三十四條の規定に基づく命令の定めるところにより、その算定をなすことができることとなつたこと。

二 その者が第四條第三項の規定に該當することとなつたこと。

前條第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第三十九條 第三十七條第一項又は前條第一項の規定による申告書を提出した者について、第三十七條の申告期限後又は第三十八條の申告期限後、前條第一項に掲げる事由に因り課税價格が増加することとなつた場合においては、その者は、命令で定める日（以下第三十九條第一項の修正期限といふ。）までに、命令の定めるところにより、政府に申し出て、その申告書を修正しなければならない。

正する場合について、これを準用する。

第一項に規定する場合を除く外、第三十七條第一項若しくは前條第一項の規定による申告書を提出した者又は第一項の規定により申告書を修正した者が、第三十七條の申告期限後若しくは第三十八條の申告期限後又は第三十九條第一項の修正期限後、その申告又は修正に係る課税價格について脱漏があることを発見したときは、直ちに政府に申し出て、その申告書を修正しなければならない。

第一項及び第二項の規定は、第四十六條の規定による課税價格の更正又は決定があつた者について、前條第一項に掲げる事由に因り課税價格が増加することとなつた場合における課税價格の修正について、これを準用する。

第三項の規定は、第四十六條の規定による課税價格の更正又は決定があつた者が、更正又は決定に係る課税價格について脱漏があることを発見した場合における課税價格の修正について、これを準用する。

第五章 納付

第四十條 左の各號に掲げる財産税は、當該各號に定める期限内に納付しなければならない。

一 第三十七條第一項の規定による申告書に記載された課税價格に對する財産税については、第三十七條の申告期限後一箇月

において、その申告書に記載された課税價格に對する財産税については、その申告書提出後一箇月

三 第三十八條の規定による申告書に記載された課税價格に對する財産税については、第三十八條の申告期限後一箇月

四 前條第一項の規定による申告書の修正又は同條第四項の規定による課税價格の修正があつた場合においては、その修正に因り増加する税額に相當する財産税については、第三十九條第一項の修正期限後一箇月

五 前條第三項の規定による申告書の修正又は同條第五項の規定による課税價格の修正があつた場合においては、その修正に因り増加する税額に相當する財産税については、その申告書の修正後又はその課税價格の修正後一箇月

納税義務者が、前項各號に掲げる財産税を、當該各號に定める期限内に完納しなかつたときは、政府は、國稅徵收法第九條の規定により、これを督促する。

第四十一條 第四條第四項の規定に該當する場合において、その相続人が戸主の死亡以外の原因に因る家督相続であるときは、被相続人は、命令の定めるところにより、同項の規定により相続人の納付すべき財産税について、連帶納付の責に任ずる。

第四條第四項の規定に該當する場合においては、國籍喪失に因る相続人又は限定承認をなした相続人は、相続に因つて得た財産の限

度において、財産税納付の責に任ずる。

第四十二條 第六條第一項の規定の適用があつた場合においては、委託者は、命令の定めるところにより、受益者が納付すべき財産税額のうち、その課税価格中當該信託財産又は當該信託に關する権利の價額が占める割合に應じて按分した金額に相當する財産税について、連帶納付の責に任ずる。

第四十三條 第八條第一項の場合において、受贈者又は相続人は、命令の定めるところにより、贈與者又は被相続人の納付すべき財産税額のうち、その課税価格中同項に規定する贈與財産又は相続財産の價額が占める割合に應じて按分した金額に相當する財産税について、連帶納付の責に任ずる。

第八條第一項の場合において、贈與者又は被相続人が財産税を納付したときは、贈與者又は被相続人は、命令の定めるところにより、その納付した財産税額のうち、その課税価格中同項に規定する贈與財産又は相続財産の價額が占める割合に應じて按分した金額を、受贈者又は相続人に對して請求することができる。

昭和二十年十一月十五日以後調査時期前に贈與の契約がなされて、調査時期後その履行があつた場合において、贈與者が財産税を納付したときは、贈與者は、命令の定めるところにより、その納付した財産税額のうち、その課税価格中贈與財産の價額が占める割合に應じて按分した金額を、受贈者に

對して請求することができる。

第四十四條 調査時期後贈與、遺贈又は寄附行為に因る財産の移轉があつたときは、受贈者、受遺者又は寄附行為に因り設立された財團法人は、命令の定めるところにより、その受けた利益の限度において、贈與者、遺贈者の相続人若しくは相続財團又は寄附行為者が納付すべき財産税について、連帶納付の責に任ずる。

第八條第三項の規定は、前項の場合において、これを準用する。この場合において、同項中「第一項の期間内」とあるのは、「調査時期後」「前二項」とあるのは、「前項」と讀み替へるものとする。

第四十五條 納税義務者は、財産税を納付するため必要があるときは、命令の定めるところにより、命令で定める預金、貯金その他の債權の全部又は一部について、期限の拂戻を請求し、又はこれらに關する契約を解除し、若しくは變更することができる。

前項の規定は、財産税につき連帶納付の責に任ずる者（國稅徵收法第四條ノ三第一項但書の規定により財産税を徵收される者を含む。以下同じ。）について、これを準用する。

前二項の場合において、その契約の相手方が、納税義務者又は財産税につき連帶納付の責に任ずる者に給付すべき金額その他必要な事項は、命令でこれを定める。

第六章 課税價格の更正及び決定

第四十六條 第三十七條第一項若し

くは第三十八條第一項の規定による申告書が提出された場合又は、第三十九條第一項若しくは同條第三項の規定による申告書の修正があつた場合において、申告又は修正に係る課税價格が、政府において調査した課税價格と異るときは、政府は、その調査により、財産調査委員會に諮問して、その課税價格を更正する。第三十九條第四項又は同條第五項の規定による課税價格の修正があつた場合において、修正に係る課税價格が、政府において調査した課税價格と異るときもまた同じ。

前項の規定は、第四十八條第一項の規定により、課税價格の更正の請求があつた場合について、これを準用する。

政府は、納税義務があるものと認められる者が第三十七條第一項又は第三十八條第一項の規定による申告書を提出しなかつた場合においては、政府の調査により、財産調査委員會に諮問して、その課税價格を決定する。

納税義務者が、第七十三條に規定する納税管理人の申告をなさないうで、この法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、前三項の規定にかかわらず、政府は、その調査により、その課税價格を更正し又は決定することができる。

政府は、前四項の規定による課税價格の更正又は決定後、その更正し又は決定した課税價格について脱漏があることを發見したときは、政府の調査により、財産調査

委員會に諮問して、その課税價格を更正することができる。

前五項の規定による課税價格の更正又は決定は、この法律施行後五年間に限り、これを行ふことができる。

財産調査委員會に關する規程は、勅令でこれを定める。

第四十七條 第三十七條第三項の規定により、課税價格の算定の際除外された財産の價額及び債務の金額については、第三十四條の規定に基く命令の定めるところにより、その算定をなすことができる。こととなるまでは、政府は、これを除外して、前條の規定による課税價格の更正又は決定をしなければならぬ。

第四十八條 第三十七條第一項若しくは第三十八條第一項の規定による申告書を提出した者、第三十九條第一項若しくは同條第三項の規定により申告書を修正した者又は同條第四項若しくは同條第五項の規定により課税價格を修正した者が、その課税價格が過大であつたことを發見したときは、第三十七條の申告期限後若しくは第三十八條の申告期限後、第三十九條第三項の規定による申告書の修正後又は同條第四項若しくは同條第五項の規定による課税價格の修正後一箇月間を限り、政府に對し、その課税價格の更生を請求することができる。

前項の請求があつた場合においても、政府は、税金の徵收を猶豫しない。

第四十九條 政府は、第四十六條の規定により、課税價格を更生し又は決定したときは、これを納税義務者に通知する。

政府は、前條第一項の請求があつた場合において、その請求を理由なしと認めるときは、その請求をなした者に、その旨を通知する。

この法律の施行地に住所及び居所を有しない個人が、第七十三條に規定する納税管理人の申告をしてゐないときは、前二項の通知に代へて公告をすることができ。この場合において、公告の初日から七日を経過したときは、その通知があつたものとみなす。

第五十條 政府は、第四十六條の規定により課税價格を更生し又は決定した場合においては、前條第一項の通知をなした日から一箇月後を納期限として、その追徴税額（その不足税額又はその決定による税額をいふ。以下同じ。）を徵收する。但し、第四十六條第四項に規定する場合においては直ちに追徴税額を徵收する。

第七章 審査、訴訟及び行政

第五十一條 納税義務者は、第四十九條第一項の規定により政府の通知した課税價格又は第六十七條第一項の規定により政府の通知した税額に對して異議があるときは、通知を受けた日から一箇月以内に不服の事由を具し、政府に審査の請求をなすことができる。

前項の規定は、第四十九條第二項の規定による政府の通知に對し

納税義務者に異議のある場合について、これを準用する。

第一項（前項において準用する場合を含む）の請求があつた場合においても、政府は、税金の徴収を猶豫しない。

第五十二條 政府は、前條第一項（同條第二項において準用する場合を含む）の請求があつたときは、財産審査委員會に諮問して、これを決定し、納税義務者に通知しなければならない。

財産審査委員會に關する規程は、勅令でこれを定める。

第五十三條 第五十一條第一項（同條第二項において準用する場合を含む）の請求があつた場合において、評價について、納税義務者に異議のある財産が、納税義務者の所有に屬してゐるときは、命令の定めるところにより、政府は、當該財産の全部又は一部について、審査の請求の際納税義務者の申し立てた價額に相當する對價を以て、これを政府に譲渡すべきことを、納税義務者に命ずることが出来る。

前項の規定により當該財産が政府に譲渡されたときは、當該財産の價額については、納税義務者の申し立てた價額により、審査の決定があつたものとみなす。

前項の譲渡に對する對價の支拂は、國債證券の交付により、これをなすことができる。

前項の規定により交付する國債證券の交付價格は、大藏大臣がこれを定める。

第五十四條 第五十二條の決定に對

し不服がある者は、訴願をなし、又は行政裁判所に出訴することができる。

第八章 物納及び延納

第五十五條 調査時期における財産のうち、金融機關の舊勘定に屬することとなつた預金、貯金その他の債權で命令で定めるもの（以下舊勘定預金等といふ）に相當すると認められる財産（以下舊勘定財産といふ）があるときは、納税義務者は、その納付すべき財産税額と、課税價格から舊勘定財産の價額を控除した金額により計算した財産税の額との差額に相當する税額について、舊勘定預金等による納付を申請することができる。

財産税につき連帶納付の責に任ずる者が、當該財産税に關する舊勘定財産に相當する舊勘定預金等を有するときは、その者は、命令の定めるところにより、舊勘定預金等による納付を申請することができる。

前二項の舊勘定財産の範圍その他前二項の規定の適用について必要な事項は、命令でこれを定める。

第五十六條 前條に規定する場合を除く外、納税義務者は、その納付すべき財産税額のうち、金銭で納付することを困難とする金額について、物納（舊勘定預金等による納付を除く。以下同じ）を申請することができる。

前項の規定は、財産税につき連帶納付の責に任ずる者について、これを準用する。

前二項の場合において、物納に

充てることが出来る財産の種類その他物納に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第五十七條 前條第一項の場合において、財産税の物納を困難とする特別の事由があるときは、納税義務者は、物納を困難とする金額を限度として、擔保を提供し、その延納を申請することができる。

前項の場合において、延納の期間は、これを第四十條第一項各號に掲げる期限後又は第五十條に規定する納期限後一年以内とし、已むを得ないと認められる場合においては、二年以内とすることが出来る。

前項に定めるものを除く外、擔保の種類その他延納に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第五十八條 政府は、前三條の規定により、財産税の舊勘定預金等による納付、物納又は延納の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、税金の納付を猶豫することが出来る。

第五十九條 第五十五條第一項若しくは同條第二項又は第五十六條第一項若しくは同條第二項の規定の適用を受けて納付した財産税につき過誤納があつた場合の還付に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第九章 雜則

第六十條 納税義務者が、災害に因り著しく資力を喪失して、納税困難と認められるときは、政府は、命令の定めるところにより、財産税を軽減し又は免除することが出来る。

政府は、前項の場合において、

同項の規定による軽減又は免除に關する處分が確定するまで、税金の徴収を猶豫することが出来る。

第六十一條 納税義務者の舊勘定財産に相當する舊勘定預金等について、金融機關再建整備法による舊勘定の最終處理の結果、その債權の全部又は一部が消滅した場合における財産税の課税に關し必要な措置は、勅令の定めるところによる。

第六十二條 第三十七條第一項又は第三十八條第一項の規定による申告書を提出した納税義務者で、その申告書に記載された課税價格が五十萬圓を超えるものについては、政府は、第三十七條の申告期限後又は第三十八條の申告期限後四箇月以内に、申告書の記載に従ひ、氏名、課税價格、税額並びにその財産及び債務に關する事項を公告する。

前項の規定による公告に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第六十三條 納税義務者の提出した申告書又は課税價格の更正、決定若しくは修正に關する書類を閲覧しようとする者は、命令の定めるところにより、政府に、その閲覧を請求することが出来る。

第六十四條 納税義務があると認められる者が申告書を提出しなかつた事實又は課税價格に脱漏があると認められる事實を、政府に報告した者があつた場合において、政府がその報告に因つて課税價格を決定し又は更正したときは、政府は、命令の定めるところにより、その報告者に對し、課税價格の決

定又は更正に因り、徴收することができた税額の百分の二十五以下に相當する金額を、報償金として交付することが出来る。但し、報償金の金額は十萬圓を超えることができない。

前項の規定は、その報告をなした者が官吏又は待遇官吏であるときは、これを適用しない。その報告が官吏若しくは待遇官吏の知得した事實、公務員（官吏及び待遇官吏を除く）の職務上知得した事實、又は不法の行爲に因り知得した事實に基くものである場合もまた同じ。

第六十五條 納税義務者は、第四十條第一項第二號又は同項第五號に掲げる財産税については、同項當該各號に掲げる期限内に、命令の定めるところにより、命令で定める期間に應じ、當該税額に年百分の十の割合を乗じて算出した金額に相當する税額を加算して納付しなければならない。

第四十條第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第一項の規定は、政府が、第五十條の規定による追徴税額又は第五十七條第一項の規定による延納税額に相當する財産税を徴收する場合について、これを準用する。

第六十六條 第四十條第一項第二號若しくは同項第五號に掲げる財産税の納付があつた場合又は第五十條の規定による追徴税額に相當する財産税を徴收することとなつた場合においては、第三十七條の申告期限内若しくは第三十八條の申

告期限内に申告書の提出がなかつたこと、第三十九條第一項の修正期限内に申告書の修正若しくは課税價格の修正がなかつたこと又は納税義務者の申告若しくは修正した課税價格が政府の調査した課税價格と異なることについて已むを得ない事由があると認められる場合を除く外、政府は、命令の定めるところにより、命令で定める期間に應じ、當該税額に一箇月を経過するごとに百分の五の割合を乗じて算出した金額に相當する税額の財産税を追徴する。但し、この金額は、當該税額に百分の五十を乗じて算出した金額を超えることができない。

前項の規定により追徴する税額については、第五十七條第一項の規定は、これを適用しない。

第六十七條 政府は、前條第一項の規定により追徴する税額を決定したときは、これを納税義務者に通知する。

第四十九條第三項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第六十八條 株式會社以外の法人で出資證券を發行しないものは、命令の定めるところにより、調査時期における出資について、出資者別の調書を政府に提出しなければならない。

年金たる恩給又はこれに準ずる給付の支拂をなす者は、命令の定めるところにより、調査時期におけるその給付の債務について、受給者別の調書を政府に提出しなければならない。

信託會社は、命令の定めるところにより、調査時期における金銭信託及び有價證券信託以外の信託について、受益者別の調書を政府に提出しなければならない。

保險會社は、命令の定めるところにより、昭和二十年三月三日から調査時期までの間に契約をなした動産を目的とする損害保險契約について、契約者別の調書を政府に提出しなければならない。

前三項に規定するものを除く外、法人は、命令の定めるところにより、調査時期における命令で定める債務について、債權者別の調書を政府に提出しなければならない。

第六十九條 法人税又は特別法人税を課せられる法人は、命令の定めるところにより、命令で定める日における資産及び負債に關する明細書その他株式その他の出資の價額の算定上必要な事項を記載した書類を、政府に提出しなければならない。

第七十條 收税官吏は、財産税に關する調査又は財産税の徴收について必要があるときは、左に掲げる者に質問し又はその財産若しくはその財産に關する帳簿書類その他の物件を検査することができ、
一 納税義務者又は納税義務がある者
二 第六十八條の調書又は前條の明細書若しくは書類を提出しなければならない者
三 納税義務者又は納税義務があると認められる者に對し、債權若しくは債務を有してゐたと認められる者又は債權若しくは債務を有する者と認められる者

四 納税義務者又は納税義務があると認められる者が、出資者であつたと認められる法人又は出資者であると認められる法人
五 納税義務者又は納税義務があると認められる者に對し、財産を譲渡したと認められる者又は財産を譲渡する義務があると認められる者
六 納税義務者又は納税義務があると認められる者から、財産を取得したと認められる者又は財産を取得する権利があると認められる者
七 納税義務者又は納税義務があると認められる者の財産を、保管したと認められる者又は保管すると認められる者
八 納税義務者又は納税義務があると認められる者が、その營業又は事業に關し加入してゐたと認められる團體又は加入してゐると認められる團體

められる者又は債權若しくは債務を有する者と認められる者
四 納税義務者又は納税義務があると認められる者が、出資者であつたと認められる法人又は出資者であると認められる法人
五 納税義務者又は納税義務があると認められる者に對し、財産を譲渡したと認められる者又は財産を譲渡する義務があると認められる者
六 納税義務者又は納税義務があると認められる者から、財産を取得したと認められる者又は財産を取得する権利があると認められる者
七 納税義務者又は納税義務があると認められる者の財産を、保管したと認められる者又は保管すると認められる者
八 納税義務者又は納税義務があると認められる者が、その營業又は事業に關し加入してゐたと認められる團體又は加入してゐると認められる團體

第七十一條 收税官吏は、財産税に關する調査又は財産税の徴收について必要があるときは、公證人の作成した證書の原本及びその附屬書類並びに法令により公證人の調製した帳簿を閲覧し、又はその内容について公證人に質問することができる。

第七十二條 財産税は、納税義務者の住所地、この法律の施行地に住所のないときは居所地をその納税地とする。但し、納税義務者は、政府に申告して、居所地を納税地とすることができる。

この法律の施行地に住所及び居所のない納税義務者は、命令の定めるところにより、納税地を定めて政府に申告しなければならない。その申告のないときは、政府が、その納税地を指定する。

第七十三條 納税義務者が、納税地に現住しないときは、この法律による申告書の提出その他財産税に關する一切の事項を處理させるため、納税地に居住する者のうちから納税管理人を定め、政府に申告しなければならない。納税義務者が、この法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときもまた同じ。

第七十四條 同族會社の昭和二十年十一月十五日以後の行爲又は計算で、その株主若しくは社員又はこれと親族、使用人等特殊の關係がある者について、課税價格を減少せしめると認められるものがあつた場合においては、政府は、課税價格の更正又は決定に際し、その行爲又は計算にかかはらず、その認めるところにより、課税價格を算定することができる。

前項の同族會社とは、法人税法第七十條第三項に規定する法人をいふ。

第七十五條 都道府縣、市町村その他の公共團體は、財産税の附加税を課することができる。

第七十六條 詐偽その他不正の行爲により財産税を逃脱した者は、これを三年以下の懲役又はその連脱した税金の三倍以下に相當する罰金又は科料に處する。

第七章 罰則
第七十七條 左の各號の一に該當する者は、一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。
一 正當の事由なくして、第六十八條の調書、又は第六十九條の明細書若しくは書類を提出せず、又はその調書、又は明細書若しくは書類に虚偽の記載をなして、これを提出した者
二 第七十條の規定による財産又はその財産に關する帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
三 前號の帳簿書類で虚偽の記載をなしたものを呈示した者
四 第七十條の規定による收税官吏の質問に對し答辭をなさない者
五 前號の質問に對し虚偽の答辭をなした者

第七十八條 財産税に關する調査、評價若しくは審査の事務に従事してゐる者又はこれに従事してゐた者が、その調査、評價又は審査に關して知得した秘密を漏洩し、又は竊用したときは、これを二年以下の懲役又は二萬圓以下の罰金に處する。

前項の罰金は千圓を下ることができない。

第一項の罪を犯した者には、情狀に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

第一項の場合においては、政府は、直ちにその課税價格を決定し、その税金を徴収する。

第七十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の

前項の罰金は千圓を下ることができない。

第一項の罪を犯した者には、情狀に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

第一項の場合においては、政府は、直ちにその課税價格を決定し、その税金を徴収する。

第七十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の

前項の罰金は千圓を下ることができない。

業務又は財産に關して、第七十六條又は第七十七條第一號若しくは同條第三號乃至第五號の違反行爲をなしたときは、その行爲者を罰する外、その法人又は人に對し、各本條の罰金刑を科する。

第八十條 他人の財産税について、政府に對し、第六十四條に掲げる事實に關する虚偽の報告をなした者は、これを三年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

第八十一條 第七十六條第一項の罪を犯した者には、刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、これを適用しない。但し、懲役刑に處するときは、この限りでない。

第十一章 補則

第八十二條 皇室の財産に對する財産税に關し必要な事項は、この法律の定めるところに準じ、皇室令を以て、これを定める。

附則

この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

この法律は、本州、北海道、四國、九州及びその附屬島嶼（勅令で定める地域を除く。）にこれを施行する。納税義務者が、財産税の納付に關し立木を譲渡した場合（立木を伐採して譲渡した場合を含む。）又は立木を財産税の物納に充てた場合においては、命令の定めるところにより、納税義務者の調査時期における財産の價額のうちその譲渡し又は物納に充てた立木の價額が占める割合

を、財産税額に乘じて算出した金額を、所得税法による山林の所得から控除する。

前項の規定は、財産税につき連帶納付の責に任ずる者について、これを準用する。

調査時期後この法律施行前に開始した相續については、財産税額は、命令の定めるところにより、相續税法第三條又は第三條ノ二に掲げる公課とみなす。

金融緊急措置令の一部を次のやうに改正する。

第三條第一項に次の但書を加へる。

但し財産税法第五十五條ノ規定ニ依り同條第一項ニ規定スル舊勘定預金等ヲ以テ財産税ノ納付スル場合其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

財産税等收入金特別會計法案

財産税等收入金特別會計法

第一條 財産税法及び戦時補償特別措置法に基く收入金に關する會計は、これを特別とし、一般の歳入歳出と區分して經理する。

財産税法及び戦時補償特別措置法に基いて收納する國債（政府特殊借入金を含む。以下同じ。）以外の物納の財産（以下物納財産といふ。）は、財産税法に基いて譲り受ける財産（以下譲受財産といふ。）及び財産税法に基いて收納する金融機關經理應急措置法により金融機關の舊勘定の負債に屬することとなつた預金その他の債權（以下舊勘定預金等といふ。）は、これをこの會計の所屬とする。

第二條 この會計においては、財産税及び戦時補償特別税の收入金、物納財産及び譲受財産から生ずる收入金並びにこれらの財産の處分に因る收入金、舊勘定預金等の拂戻金、公債募集金、借入金並びに附屬雑收入を以てその歳入とし、一般會計又は國債整理基金特別會計への繰入金、地方公共團體又は特定機關への交付金、公債及び借入金の償還金及び利子、財産税及び戦時補償特別税の還付金その他の諸費を以てその歳出とする。

財産税及び戦時補償特別税の國債による收納の額は、これをこの會計の歳入とみなし、第三條第一項の規定による國債の所屬換の額は、これをこの會計の歳出及び國債整理基金特別會計の歳入とみなし、又、同條第三項の規定による當該國債の償却の額は、これを國債整理基金特別會計の歳出とみなして、整理するものとする。

第三條 この會計において、財産税及び戦時補償特別税を國債を以て收納した場合においては、その收納額を以て、當該國債を國債整理基金特別會計の所屬に移さなければならぬ。

前項の規定により國債を國債整理基金特別會計の所屬に移した場合においては、國債整理基金特別會計法第二條第一項の規定により、一般會計から當該國債の收納價格に相當する額の國債元金償還資金の繰入があつたものとみなす。

は、直ちに、當該國債を償却しなければならぬ。

第四條 この會計に屬する經費を支辨するため必要があるときは、政府は、この會計の負擔において公債を發行し又は借入金をたすことができる。但し、公債又は借入金の額は、この會計に屬する資産（現金及び譲受財産を除き財産税及び戦時補償特別税の延納許可額を含む。）の現在額に七割五分の割合を乘じて算出した額を超えてはならない。

譲受財産の對價として國債を交付するため必要があるときは、政府は、前項の規定による外、この會計の負擔において公債を發行することができる。

物納財産の處分に因る收入金及び舊勘定預金等の拂戻金は、先づ、當該收入の收納の時に存する第一項の公債又は借入金の償還に充て、譲受財産の處分に因る收入金は、これを先づ、前項の公債の償還に充てるものとする。

第五條 この會計で支拂上現金に餘裕があるときは、これを大藏省預金部に預け入れることができる。

第六條 この會計において決算上剩餘を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れる。

第七條 政府は、毎年この會計の歳入歳出豫算を調製して、歳入歳出の總豫算とともに、これを帝國議會に提出する。

前項の歳入歳出豫算には、當該年度及び前年度における財産税及び戦時補償特別税の徴收豫定表並びに物納財産、譲受財産及び舊勘

定預金等の處分豫定表を添附しなければならぬ。

第八條 この會計の收入支出に關する規程は、勅令でこれを定める。

附則

この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

この會計は、昭和二十六年限り、これを廢止するものとする。

國有財産法の一部を次のやうに改正する。

第二十八條ノ二 財産税法及戦時補償特別措置法ニ依り收納シタル財産ハ第五條又ハ第六條ノ規定ニ拘ラズ之ヲ讓與シ又ハ勅令ヲ以テ定ムル場合ノ外之ヲ無償ニテ貸付スルコトヲ得ズ

企業整備資金措置法を廢止する等の法律案

第一條 企業整備資金措置法は、これを廢止する。

第二條 臨時資金調整法の一部を次のやうに改正する。

第十條ノ二 削除

第十條ノ十二第三項中「營業税法及臨時利得税法」を「營業税法」に、「營業税及臨時利得税」を「營業税法」に、「營業税法ニ依ル純益及臨時利得税法ニ依ル利益」を「營業税法ニ依ル純益」に改める。

第十八條第二號を次のやうに改める。

二 削除

第三條 日本勸業銀行法の一部を次のやうに改正する。

第三十四條第一項中「十五倍」を「二十倍」に改める。

第四條 生命保險中央會法の一部を次のやうに改正する。

第二十四條第一項中「受クルコトヲ得」と受ケ若ハ生命保險會社ニ保險契約ヲ移轉スルコトヲ得に改める。

附則

第五條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第六條 企業整備資金措置法（以下舊法といふ）第三條の規定による命令若しくは舊法第四條の規定に基いて設定された特殊預金、特殊金銭信託、債務者特殊借入金、戦時金融庫特殊借入金若しくは政府特殊借入金又は舊法第六條第三項（舊法第七條第二項及び第九條第二項）の規定による命令に基いて融通された資金については、舊法は、この法律施行後においても、なほその效力を有する。

第七條 舊法第二條第一項、第十三條第一項若しくは第四項又は第二十四條第二項の規定に基いてなされた損失の補償、補助金の交付又は債務の保證の契約については、舊法は、この法律施行後においても、なほその效力を有する。

第八條 舊法第十九條第一項に規定する會社が、同項の規定による命令に基いてなした資産の信託又は資産の管理の委託、同條第四項の規定による命令に基いてなした役員の数、減少及び當該會社につき、同條第五項の規定に基き、株主總會又は社員總會の招集に關し別段の定をなした勅令について

は、舊法は、當該資産の信託又は資産の管理の委託の契約の終了するまでは、なほその效力を有する。

第九條 舊法第二十條に規定する會社が、同條の規定に基き、其の經理についてなすことができる必要な措置については、この法律施行の日の屬する事業年度の分の經理に限り、舊法は、なほその效力を有する。

第十條 舊法第二十三條第二項の規定により、裁判所の許可を受けた法人財産の換價その他の處分及び殘餘財産の分配については、舊法は、この法律施行後においても、なほその效力を有する。

第十一條 從前の臨時資金調整法第十條ノ二第一項の規定による命令又は從前の同條第二項の規定に基いて設定された特殊預金、特殊金銭信託若しくは政府特殊借入金については、なほ從前の例による。

第十二條 從前の臨時資金調整法第十條ノ二第二項の規定による證券を發賣する法人が、臨時利得税を課せらるべきものであつたときは、同項の賣得金、當該金並びに從前の同條第二項の經費及び納付金に關する舊臨時利得税法による利益の計算については、なほ從前の例による。

第十三條 この法律施行前（舊法及

び從前の臨時資金調整法第十條ノ二の規定が效力を有する場合においては、その效力を有する間）になした行為に關する罰則の適用については、この法律施行後（舊法及び從前の臨時資金調整法第十條ノ二の規定が效力を有する場合においては、その效力消滅後）においても、なほ舊法及び從前の臨時資金調整法の例による。

（國務大臣石橋湛山君登壇）

○國務大臣（石橋湛山君） 只今議題トナリマシタ財産税法案、財産税等收入金特別會計法案及ビ企業整備資金措置法を廢止する等の法律案ニ付キマシテ、提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス

先ツ財産税法案デゴザイマスガ、本法案ハ終戰處理ニ必要ナ國庫收入ヲ確保シ、且ツ戰時補償特別税ト併セマシテ、戰後財政ノ負擔ヲ輕減シ、其ノ基礎ヲ確立スル爲メ、個人ノ財産ニ付キ、高率ノ累進課税ニ依リ財産税ヲ課サウトスルモノデアリマス、本年度ノ財政需要ハ相當巨額ニ達シテ居リマシテ、遺憾ナガラ此ノ支出ヲ、國民ノ經常所得ヲ税源ト致シマス收入ヲ以テ賄ヒ得ラレナイコトハ御承知ノ通りデゴザイマス、サレバト此ノ歳入缺陷ヲ純然タル赤字公債ヲ以テ補填致シマスコトモ、亦如何ニ危險デアルカハ申スマデモアリマセス、是レ即チ國民ノ財産ヲ税源トスル財産税ニ、本年度財政ノ財源ノ一部ヲ求メントスル次第デアリマス、財産税ヲ以テ財政支出ヲ賄ヒマスコトガ、決シテ理想的ノ方法デアナイコトハ、曩ニ私ガ本院ニ於テ強調シタ次第デアリマス、政府ハコ、ニ深く思ヒテ致シマシテ、嚴ニ歳出ノ效果ヲ鑑

査シテ之ヲ統制シ、以テ其ノ財源ヨリ來ル缺陷ヲ補フ積リデゴザイマス、併シサウハ申シマシテモ、財産税ハ勿論赤字公債トハ違ヒマス、財産税ノ課徴ハ、假令所得税ノ課徴程ニハ效果ガナインニ致シマシテモ、ヤハリ直接ハ間接ニ國民ノ消費ヲ抑制致シマス、是レ財産税ヲ以テ本年度財政支出ノ一部ノ財源トスル所以デゴザイマス、曩ニ前内閣ニ於キマシテハ、法人戦時利得税及ビ個人財産増加税ヲ創設致シマシテ、之ニ依ツテ主トシテ戦時利得ヲ徵收シ、又個人及ビ法人ニ對スル財産税ヲ設ケマシテ、之ニ依リ所謂擬制資本ノ處理、戰後財政ノ再建等ヲ圖ル構想ノ下ニ、財産税等三ツノ新税法案を綱ヲ作リマシテ、之ヲ發表致シタノデアリマス、併シ現内閣ハ、其ノ後ニ於ケル内外情勢ノ變化ト、又實行上ノ確實性トニ顧ミマシテ、別ニ戰時補償特別税ヲ設ケマシテ、同時ニ財産税ニ對シテハ根本的修正ヲ施シタ次第デアリマス、即チ政府ハ、一方ニ於テ戰時補償請求權ニ對シテハ、一定限度ノ控除金額ヲ除イテ、百パーセントノ税率ニ依リ戰時補償特別税ヲ課税ヲ致シマシタ、其ノ代リニ法人戦時利得税、法人財産増加税及ビ法人財産税ハ之ヲ取止メマシテ、財産税ハ個人財産税ノミト致シマシタ、サウシテ戰時補償特別税及ビ個人財産税ノ兩税ニ依リマシテ、約千億圓ノ課税ヲ行ハントスルモノデアリマス

次ニ財産税法案ノ内容ニ付キ其ノ大要ヲ申上ゲマス、第一ニ財産税ハ、昭和二十一年三月三日午前零時ヲ調査時期ト致シマシテ、此ノ調査時期ニ此ノ法律ノ施行地ニ住所ヲ有シ、又ハ一年以上居所ヲ有シテ居タ個人、調査時期ニ此ノ法律ノ施行地ニ住所ヲ有シ、又ハ一年以上居所ヲ有スルコトニナツタ者ヲ納税義務者ト致シマス、是等ノ納税義務者ノ中デ、戶籍法ノ適用ヲ受ケル個人デアリマシテ、調査時期ニ於テ此ノ法律ノ施行地ニ住所ヲ有シ、又ハ一年以上居所ヲ有シテ居タ者、及ビ二年以上此ノ法律ノ施行地ニ住所ヲ有シ、又ハ一年以上居所ヲ有スルコトニナツタ者ニ付キマシテハ、調査時期ニ於ケル財産ノ全部ニ對シ課税スルコトヲ致シマシタ、以上ノ外ノ個人ニ付キマシテハ、此ノ法律ノ施行地ニアル財産ノミニ對シ課税ヲ致スルデアリマス、併シ生活ニ通常必要ナ家具、什器、衣服等ニ付キマシテハ、其ノ性質上非課税トシテ居リマス

次ニ財産税ノ課税價格ハ、以上ニ申上ゲマシタ非課税財産ヲ除イタ調査時期ニ於ケル財産ノ價格カラ債務ノ金額ヲ控除シタ金額ニ依リコトヲ致シテ居リマスガ、此ノ課税價格ノ計算ニ當リマシテハ、昭和二十一年分ノ賦課課税ニ依リ所得税及び臨時利得税並ニ戰時補償特別税等ハ、調査時期ニ於ケル債務ト看做シマス外、昭和二十一年十一月十五日以後調査時期マデニ贈與等ガナサレタ場合ニハ、其ノ贈與財産等ハ、贈與者等ノ財産ト看做シマシテ課税スル措置ヲ講ズル次第デアリマス、更ニ是等ノ課税價格カラ、戰災者及ビ引揚者ニ限リマシテ、一人ニ付キ五千圓控除スルコトヲ致シマス、更ニ戰爭又ハ災害ニ起因スル死亡、傷害等ニ依リ支給ヲ受ケタ一時金等ニ付キマシテハ、一萬圓ヲ限度トシテ、其ノ給付金

額ヲ課税價格カラ控除致シマス

次ニ免稅點及ビ稅率デゴザイマス
ガ、免稅點ニ付キマシテハ、現在ノ國
民生活ノ實情、物價事情及ビ本稅ノ目
的等ニ顧ミマシテ、之ヲ十萬圓ト致ス
コトガ適當ト認メマシテ、斯様ニ致シ
タノデアリマス、又稅率ニ付キマシテ
ハ、同様ノ考慮ノ結果、十萬圓ヲ超エ
十一萬圓以下ノ金額ニ付キ百分ノ二十
五、ソレカラ最高千五百萬圓ヲ超エル
金額ニ付キマシテハ百分ノ九十二至ル
累進稅率ヲ設ケルコトト致シタ次第デ
アリマス

次ニ財産ノ評價デアリマス、土地又
ハ家屋ニ付キマシテハ、取引價格等ヲ
標準トシマシテ、賃賃價格ニ一定ノ倍
數ヲ乘ジテ算出シタ金額ニ依ルコトト
致シマス、又公債ハ原則トシテ發行價
格ニ依ルト共ニ、株式出資、社債等ノ
價格ニ付キマシテハ、戰時補償特別課
稅後ノ實情ニ應ジマシテ、政府ニ於テ
適正ナル評價ヲ致ス措置ヲ致シマス、
尙ホ不動産、株式等ノ評價ニ付キマシ
テハ、評價委員會ヲ設置シ、廣ク一般
ノ意見ヲ參酌シテ、其ノ評價ノ適正ヲ
期スルコトト致シマス

次ニ申告及ビ納付デアリマス、從來
ノ政府ニ依ル賦課徵收ノ方法ニ代ヘマ
シテ、納稅者ハ自己ノ申告シタ課稅價
格ニ依ツテ稅金ヲ納付スルコトト致シ
マス、若シ申告ガナイカ、又ハ申告サ
レタ課稅價格ガ、政府ノ調査ト異ナル
時ニ限リマシテ、政府ニ於テ課稅價格
ヲ更正又ハ決定シテ、稅金ヲ追徵スル
コトト致シタノデアリマス

次ニ財産稅ノ納付ニ付キマシテハ、
金錢等デ納付スルコトヲ困難ト致ス額
ニ付キマシテハ、國債其ノ他金錢以外
ノ財産ニ依ル物納付認メマス、更ニ物

納付困難トスル場合ニハ、相當ノ利子
ヲ附シマシテ、最長二年以内ノ延納ヲ
認メルコトト致シマス、又調査時期ニ
於ケル財産中ニ、舊勘定預金等トナツ
タモノガアリマス場合ニハ、當該
財産ニ對スル稅額ハ、舊勘定預金等デ
納付スルコトガ出來ル措置ヲ講
ジテ居リマス、尙ホ政府ニ於テ課稅價
格ノ更正又ハ決定ヲナス場合ニハ、課
稅ノ適正公平ヲ期スル爲メ、豫メ財産
調査委員會ニ諮問シテ其ノ意見ヲ徵ス
ルコトト致シテ居リマス

次ニ本稅ノ重要性ニ顧ミマシテ、第
三者ガ他人ノ財産稅ニ關シテ政府ニ報
告ヲ致シマシタ場合ニハ、其ノ報告ニ
依ツテ追徵ガ出來ルコトト相成ツタ稅
額ノ中、一定額以下ヲ其ノ報告者ニ報
償金トシテ交付スルコトガ出來ルコト
ニ致シマシタ、ソレト同時ニ通脫犯等
ニ對スル罰則ニ付キマシテハ、相當之
ヲ強化スルコトト致シタ次第デアリ
マス

最後ニ、財産稅ハ皇室ノ財産ニ對シ
テモ課稅セラレルコトトナツテ居リマ
ス、之ニ付キマシテ必要ナ事項ハ、本
法案ニ準ジマシテ皇室令ヲ以テ之ヲ定
メルコトトナツテ居リマス

以上申述ベマシタ所ニ依リ、免稅點
ヲ十萬圓ト致シマシタ場合ノ財産稅ノ
收入ハ、概ネ四百三十五億圓トナル見
込デアリマス、此ノ程度ノ收入ハ、終
戰處理、戰後復興等ノ爲メ此ノ際是非
トモ必要トスル所デアリマシテ、隨テ
萬一實際ノ收入額が見込額ニ比シマシ
テ著シク不足スルヤウナ場合ニハ、更
ニ五萬圓以上十萬圓未滿ノモノニ付キ
マシテモ、改メテ財産稅ノ課スル必要
ヲ生ズル場合モアラウト存ズル次第デ
アリマス

財産税法案ノ大要ハ以上ノ通りデア
リマスガ、曩ニ經常稅ニ付キマシテ相
當ノ増稅ヲ行ヒマシテ、又今戰時補
償特別稅ノ課稅ヲ行ヒマス、其ノ上ニ
更ニ本稅ニ依ツテ個人財産ニ對シテ高
率ノ課稅ヲ行ヒマスコトハ、敗戰後ノ
我が國民ニ對シテハ非常ナ負擔デアリ
マスガ、終戰後ノ事態ヲ處理シ、急速
ニ新日本ノ再建、國民生活ノ安定ヲ圖
ル爲メハ、眞ニ已ムヲ得ナイ次第デア
リマシテ、政府ハ本稅ノ實施ニ付キマ
シテ、國民各位ノ深キ理解ヲ協力ト期
待致シマスルト共ニ、稅務機構ヲ整備
シ、適當公正ナ稅務ノ運営ニ付キマシ
テ、凡ユル努力ヲ盡シタイト考ヘテ居
ル次第デゴザイマス、以上ヲ以テマシ
テ財産税法案ノ提案理由ノ說明ヲ終リ
マス

次ニ財産稅等收入金特別會計法案ニ
付テ申上ゲマスガ、目下本院ニ於テ御
審議ヲ願フテ居リマス戰時補償特別措
置法案、及ビ只今上程トナリマシタ財
產稅法案ニ基キマシテ收納致シマスル
財産稅及ビ戰時補償特別稅ハ、何レモ
特別ノ收入金デアリマス關係上、之ニ
關スル歲入歳出ヲ一括經理致シマシ
テ、其ノ明確ヲ期スルコトガ適當デア
ルト考ヘラレマス、仍テ是ガ爲メ特別
會計ヲ設置致シタイト存ズル次第デア
リマス、是ガ財産稅等收入金特別會計
法案ヲ提出シタ理由デゴザイマス

次ニ企業整備資金措置法案ヲ廢止する
等の法律案ニ付キマシテ御說明ヲ申上
ゲマス、企業整備資金措置法案ハ、戰時
ニ際シマシテ企業整備ノ促進ヲ圖リ、
浮動購買力ノ發生ヲ防止シ、國家經濟
ノ秩序ヲ維持スル目的ヲ以テマシテ制
定セラレタモノデアリマス、隨テ戰爭
ノ終結ニ伴ヒマシテ、既ニ其ノ存在ヲ

不適當トスルニ至リマシタノミデナ
ク、更ニ金融緊急措置令ガ實施致サ
レ、又今同ノ戰時補償ノ處理、及ビ之
ニ伴フ一聯ノ政策ノ實施ニ依リマシ
テ、最早全ク其ノ存在ノ理由ヲ失フニ
至ツタノデアリマス、仍テ此ノ際之ヲ
廢止スルコトト致シタノデアリマス

次ニ臨時資金調整法第十條ノ二ノ規
定ハ、企業整備關係以外ノ金錢債務ノ
決済ニ付キマシテ、企業整備資金措
置法ノ規定ヲ準用致シテ居ツタノデアリ
マスガ、企業整備資金措置法ノ廢止ト
同様ノ理由ニ依リマシテ、是レ亦削除
致シタイノデアリマス

次ニ日本勸業銀行ノ今後ノ事業遂行
上、勸業債券ノ發行限度ヲ擴張スル必
要ガアリマスノデ、日本勸業銀行法ノ
一部ヲ改正致シマスルト共ニ、生命保
險中央會ノ現狀ニ鑑ミマシテ、生命保
險中央會法ノ一部ヲ改正スルコトト致
シタノデアリマス、以上ヲ以テマシシ
テ企業整備資金措置法案ヲ廢止する等の法
律案ノ提案理由ノ說明ヲ終リマス、以
上財産税法案外二件ニ付キ申上ゲタ次
第デアリマスガ、何卒御審議ノ上速カ
ニ御協賛ヲ賜ハラント御願ヒ致シ
マス(拍手)

○議長(山崎猛君) 各案ノ審査ヲ付託
スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シ
マス

○山口喜久一朗君 日程第一乃至第三
ノ三案ハ、一括シテ政府提出、戰時補
償特別措置法案外五件委員ニ併セ付託
セラレンコトヲ望ミマス

○議長(山崎猛君) 山口君ノ動議ニ御
異議アリマセスカ

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メ

マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ
日程第四、貿易資金特別會計法案ノ第
一讀會ヲ開キマス——石橋大藏大臣

第四 貿易資金特別會計法案(政
府提出) 第一讀會

貿易資金特別會計法案

第一條 貿易資金を置き、その歳入
歳出は、これを一般の會計と區分
して、特別會計を設置する。

第二條 貿易資金は、昭和二十年法
律第五十三號第二條の規定による
貿易資金を以て、これに充てる。

貿易資金に不足を生じたとき
は、政府は、この會計の負擔が大
藏省預金部又は日本銀行から借入
金をして、一時これを補足すること
ができる。但し、その金額は、
五十億圓を超えないこととできな
い。

前項の借入金は、一年以内にこ
れを償還するものとする。

第三條 貿易資金は、これを貿易物
資及びその取引に基く請求權に運
用するの外勅令の定めるものに運
用することができる。

政府は、貿易資金の運用に關す
る事務を、日本銀行に取り扱はせ
ることができる。

第四條 貿易資金の運用によつて、
利益を生じたときは、これを翌年
度の歳入に繰り入れ、損失を生じ
たときは、これを翌年度の歳出を
以て補填する。

第五條 この會計においては、前條
の規定による運用益金、第六條の
規定による借入金、第七條の規定
による一般會計からの繰入金及び

附屬雜收入を以てその歳入とし、命令で定める貿易物資の管理及び處分に要する特別經費、事務取扱費、資金運用手数料、第六條の規定による借入金の償還金、第七條の規定による一般會計への繰入金、借入金の利子、前條の規定による資金補填金及び附屬諸費を以てその歳出とする。

第六條 この會計で、前條に規定する貿易物資の管理及び處分に要する特別經費、事務取扱費、資金運用手数料、借入金の利子及び附屬諸費を支辨するため必要があるときは、政府は、同會計の負擔で大藏省預金部又は日本銀行から借入金をする事ができる。

前項の借入金は、一年以内にこれを償還するものとする。

第七條 この會計において、損益計算上過剰を生じたときは、これを一般會計の歳入に繰り入れ、不足を生じたときは、これを一般會計の歳出を以て補填する。

第八條 政府は、毎年この會計の歳入歳出豫算を調製して、歳入歳出の總豫算とともに、これを帝國議會に提出しなければならない。

前項の歳入歳出豫算には、貿易資金の當該年度の運用計畫表及び貿易資金の前年度の豫定損益計算表を添附するものとする。

第九條 この會計の收入支出並びに第四條の規定運用による利益又は損失及び第七條の規定による過剰又は不足の計算に關する規程は、勅令を以てこれを定める。

附則

この法律施行の期日は、勅令でこ

れを定める。
昭和二十年法律第五十三號は、これを廢止する。

前項の法律廢止の際、同法の貿易資金に關する權利義務は、これをこの會計に歸屬せしめ、同法廢止の際、現に存する同法第三條第一項の規定による借入金は、これを第二條第二項の規定による借入金でこの法律施行の日に借り入れたものとみなす。

〔國務大臣石橋湛山君登壇〕

○國務大臣(石橋湛山君) 只今議題トナリマシタ貿易資金特別會計法案提出ノ理由ヲ申上ゲマス、現在政府デ行ツテ居リマス貿易ノ經理ニ付キマシテハ、昨年十二月ニ貿易資金設置ニ關スル法律ヲ制定致シマシテ、貿易資金ヲ設ケ、輸出物資ノ買入及ビ輸入物資ノ賣拂等ヲ此ノ資金ノ運用トシテ行ヒマシタ、之ニ伴フ歳入歳出ハ、爲替交易ノ調整特別會計ノ所屬ト致シタノデアリマス、今同貿易ニ關スル經理ヲ一層圓滑ニ致シマスルト共ニ、其ノ明確ヲ期スル爲メ、從來ノ貿易資金設置ニ關スル法律ヲ此ノ際廢止致シマシテ、新タル獨立ノ特別會計ヲ設置致シ、貿易ノ運營ヲ一層圓滑ニスルノヲ適當ト認メマシテ、茲ニ此ノ法律案ヲ提出致シマシタ次第デアリマス、何卒御審議ノ上速カニ御協賛ヲ賜ハランコトヲ御願ヒ致シマス(拍手)

○議長(山崎猛君) 質疑ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス——栗山長次郎君

〔栗山長次郎君登壇〕
○栗山長次郎君 貿易問題ハ、本案ノ上程ニ依リマシテ、今期議會ニ於ケル

單獨審議案件トナツタノデアリマス、敗戦後ノ日本ニ取リマシテ、同胞八千萬ノ生活ニ關係ノ深い經濟活動ガ、而モ食糧ノ需給ヲ含メテ貿易ト云フ名稱ノ下ニ、各國ト連繫運營致シ得ルヤウニナリマシタコトハ、洵ニ驚ノ空ヲ望ム感ガアルノデゴザイマス、隨テ私ハ貿易政策ヲ背景トスル觀點カラ、本案ニ付テハ質疑ヲ致シタク存ズルノデアリマス

現在ノ日本ニ許サレテ居リマス輸出及ビ輸入ハ、特殊様式ニ依ル運營デアリマシテ、サウデアレバコソ、本案ノ如キ特別會計制度ノ必要ガ起ツタコトハ、私モ十分ニ承知致シテ居リマス、併シナガラ終戦後一箇年餘ヲ經過シタ世界經濟ノ推移ト、聯合軍ノ厚意アル理解ニ依ツテ、我が方カラ輸出ナシ得ル限度マデハ、我が方ヘノ輸入ガ漸次可能ニナリツ、アリマスシ、輸出量ヲ増シマスコトハ、難テ輸入ノ量ヲ増ス所以デアルコトヲ思ヒマスニ付ケ、輸出振興ノ意味ガ一段ト高マリ、之ニ對スル政府ノ具體策ニ多大ノ期待ガ懸ツテ來ルノデアルト存ジマス、ソコデ第一ノ眼目ハ、輸出ノ總數量ヲ増加スルコトニアルト信ズルノデアリマスガ、政府ハ生絲、纖維製品、茶、除蟲菊、陶器、漆器、眞珠、工藝品ナドヲ初メ、輸出品ニ關シ如何様ナル振興策ヲ執リツ、アラレマスカ、特ニ生絲ハ戰前ノ輸出量ガ五十有餘萬俵デアリマシタノニ、現在デハ僅カニ其ノ一割内外ニ集荷ガ激減致シテ居リマス、斯様ナコトデアツテハ、生絲ガ將來トモ輸出ノ大宗デアラウコトヲ思ヒマスニ付ケ、之ニ關スル輸出品ノ確保並ニ將來ノ増產計畫ハ、國民ノ最大關心事タラザルヲ得ナイト思フノデアリマスガ、

斯ウ云フ點ヲ含メタ總括的實行方針ヲ示サレタイノデアリマス

次ニ輸出品ノ改良乃至ハ新局面打開ノ爲メ、我が國民ノ長所ニ則リ、創意ト工夫ニ依ル新規格品ノ出現ヲ冀フコト切ナルモノガアルノデアリマスガ、ソレニハ先方ノ好ミヲ知り、當方ノ持チ味ヲ活カス具體的ノ手引ガ必要デアリマスカラ、過般發表サレマシタ貿易館ノ設置ノ如キハ、機宜ノ處置ト思ヒマスケレドモ、其ノ運營ニ當ツテハ、是非トモ逞シイ創造力ヲ加ヘ、同時ニ民間ノ知識經驗ヲ活用スルコトガ望マシノデアリマス、又價格ノ變動ヲ顧慮スルノ餘リ、十分ナル能力ガアツテモ、實行ヲ躊躇シテ居ル製造家ガ澤山アルト思フノデアリマスガ、是ガ國トシテ獎勵スベキ製品デアリマス限り、政府ニ於テハ或ル程度マデ企業ノ「リスク」ヲ引受ケテモ、安心シテ製造ニ從事シ得ルヤウ措置スルコトガ肝要デアラウト存ジマス、是等ノ點ニ付テハ何レモ政府ニ於テ相當ノ御考ヘガアラウト思ヒマスノデ、此ノ際其ノ輪廓ヲ明カニセラレタイノデアリマス

更ニ以上ト呼應シテ、日本品ニ對スル各國カラノ需要ヲ、多面多角的ニ誘發スル情勢ノ展開ヲ希望致シタイノデアリマス、是ハ勿論關係方面ノ諒解ヲ俟ツベキモノデアリマセウガ、既ニ米國ノ初メ、朝鮮、中國、「ソ」聯ナドトハ、若干ノ取引ガアリマスシ、漢洲ハ羊毛「インド」ハ棉花ニ依ル對日「バーター」ノ開始ヲ希望スルヤニ取沙汰サレテ居ル程デアリマスカラ、各國カラノ日本品購入委員ノ來訪ヲ待チ、彼我經濟ノ交流ヲ深メル將來性ヲ等閑ニ付シテハナラヌト存ジマス、時恰モ「シンガポール」、「マレー」、「香港」、「ビルマ」、「セイロン」、「ボルネオ」アタリノ代表ガ東京ニ來訪シ、司令部トノ間ニ打合せガ行ハレタカニ報セラレテ居リマス、商工大臣カラ此ノ邊ノ御見透シガ何レバ仕合セアルト存ジマス、資源ノ乏シイ日本ニ取リマシテ、食糧、原棉、油、工業鹽、鐵材、是等ヲ初メ、原料資材ノ輸入ヲ俟ツテ、我が國ノ最小限度ノ經濟ハ成立ツノデアルト存ジマス、ソコデ世界何レノ主要國ヨリモ人口ノ密度ガ高ク、所謂人口ハ過剰、勞働力ガ餘ツテ、之ヲ生産化スルニ窮スル我が國ニ取リマシテハ、資源ノ豐カナ國々カラ原料ノ融通ヲ受ケテ、加工賃稼ギノ幅ヲ廣ク開ケナケレバナラヌト存ジマス、日本ノ勞働力ト他國ノ資源トヲ組合ハセ、利用價值ノ高イ加工品ヲ造ツテ、之ヲ世界ニ送りマスコトハ、當ニ日本民族ノ生キル途デアルバカリデナク、人類ノ福祉ニ貢獻スル所以デアリマシテ、是コソ平和日本ニ課セラレタ經濟的使命デアルト申シテモ過言デナカラウト存ジマス(拍手)是等ノ點ガ、政府ノ心構ヘヲ承リタイ第二段デゴザイマス

而シテ私ハ以下第三段トシテ、貿易ノ機構、運用計畫等ニ付キ質シタイノデアリマス、昨年十月九日附ノ聯合軍司令部ノ指令ニ依リ、貿易ノ管理スベキ國家機關タル貿易廳ガ創設サレタノデアリマシテ、本年四月三日附ノ指令ハ、更ニ貿易廳ヲ以テ日本政府ヲ代表スル、全貿易業務ノ專管機關トシテ之ヲ公認シタノデアリマスカラ、日本ノ貿易ハ貿易廳ノ專管スル國營トナツタノデアリマス、本法案ニ基ク豫算案ニ添付サルベキ運用計畫ノ豫定スル輸出、輸入ノ計數ハ、次年度分ヲ取ツテ見マス、各二百億圓内外ニ上ル由

デアリマス、此ノ數字ガ多イコトハ、輸出ノ總量ガ多イコトヲ意味スルノデアリマスカラ、此ノ場合輸出ノ總量ガ豫定サレタル如クニ、國內市場ニ於テ公定價格ニ依リ買上デ、若シハ拂下デラレマス限リ、日本經濟ハ本業ニ伴フ計畫數字ノ多額ニ上ルコトヲ歡迎ソスレ、担ムベキ理由ハナイノデアリマス、殊ニ纖維品ダケデモ約八十億圓ニ上ルコト云フコトヲ參照致シマスナラバ、二百億圓ハ寧ろ少キニ過ギルモノトモ考ヘラレルノデアリマスガ、唯茲ニ吟味ヲ要シマス點ハ、炭出ト脱ミ合ハス爲ニ輸入ニ於テナサレト致シテ居ル大藏省預金部又ハ日本銀行カラノ借入金デアリマス、即チ輸出セシメニ國內ニ於テ買上デラレマスル總額カラ、輸入シタモノヲ國內ニ拂下ゲル總額ヲ差引テ帳尻デアリマス、勿論通常ノ貿易デアリマスレバ、斯ウ云フ「マイナス」帳尻ナドト云フモノハ、アル管ハナイノデアリマスガ、目下ノ運賃ハ、外貨ニ對シテハ不即不離デアリ、所謂請求權ヲ殘シ特殊貿易デアツテ、而モソレガ役人ノスル國營デアリマスコトハ、此ノ「マイナス」ノ帳尻ハ、單ナル國內現象トシテ、動トモスレバ放漫ニ流レル懸念ガアリマス、國營貿易ガ所謂役人仕事ニ化シテシマヒマスナラバ、從來ノ經驗ニ徴シテ、放漫ニ流レル懸念ハ遺憾ナガラ益々濃厚デアラウト存ジマス、而モ其ノ「マイナス」帳尻ハ、結局國民負擔以外ノ何モノデモナイノデアリマスカラ、議會ハ之ニ十分ナル檢討ヲ加ヘル當然ノ責務ヲ有スルモノト存ジマス、政府ハ無論之ニ對シ善處サレラデアラウト存ジマスカラ、商工大臣並ニ大藏大臣ノ御考ヘテ承諾デ置キタイモノデアリマス

私共ハ輸出ノ振興ヲ期シ、輸入ノ決濟能力ヲ増スコトニ依リマシテ「アメリカ」ノ厚意ヲ受ケテ主食糧ノ危機ヲ切抜ケマシタ後ニハ、例ヘバ待望サレテ居リマス砂糖ノ輸入ナドモ實現シテ、國民ノ榮養表ニ糖分ノ一項ガ追加サレコトナド、明ルイ將來ヲ想像スルコトモ出來マスガ、茲ニ靜思自戒スベキ點ハ「メード・イン・ジャパン」ト銘打ツタ商品ガ、世界各國ノ人々ニ如何ナル感情ヲ以テ迎ヘラレルカト云フ點デアリマス、戰爭ノ際シタ不幸ヲ結果ノ中、此ノ苦惱ハ最大不幸事ノ一ツデアルト存ジマス、私共ノ努力ハ絶間ナク積マレナケレバナリマセス、懺悔ノ日本ガ世界ニ送ル輸出品ハ、贖罪ノ輸出品デナケレバナリマセス、懺悔ト努力ノ結晶タル、良心的ナ輸出品ガ、日本ノ港ヲ離レテ海外ニ使ヒ致シマス時、歩一「メード・イン・ジャパン」ニ好イ響キガ籠ツテ來ルモノト存ジマス、之ヲ思フニ付ケマシテモ、國營貿易ノ責務ハ重且ツ大デアルト言ハネバナリマセス、商工大臣ノ御感想ト御方針ヲ承リタイト存ジマス

平和會議ノ開催ハ豫想外ニ早クナラウト言ハレ、隨テ日本ノ國際聯合加入モ近い將來デアラウト報ゼラレテ居リマス、是ハ政府モ國民モ齊シク胸中深キ望ム所デアリマシテ、戰爭拋棄ノ日本ニ取リ、政治上ノ安全保障ハ、國際聯合ヘノ加盟ニ依ツテノミ求メラレルノデアリマス、然ラバ資源ガ乏シク、人口ガ多イ日本ニ取リ、經濟上ノ安全保障トデモ言フベキモノ何處ニ求ムベキデアリマセウカ、其ノ一ツハ「全部トハ申シマセス、アレトシ・ウツ」協定ヘノ加盟デアルト存ジマス、同協定ハ、國際經濟交流ノ均衡發

展ヲ圖リ、以テ加盟各國經濟ノ向上ヲ招來セントスル國際經濟機構デアリマス、政府ハ是ヘノ加盟ヲ構想スルニ當リマシテ、如何ナル機構ヘト準備ヲナサレツ、アリマスカ、大藏大臣ノ御經綸ヲ承リタイト存ジマス

惟フニ日本經濟ニ於ケル貿易ノ比重ハ大デアリマス、國民生活ノ幅ト深サハ、貿易ノ幅ト深サニ依存スル中シテモ過言デハアリマスマイ、而モ其ノ貿易ガ今ノ所然タル國營デアリマス、隨テ對外關係ト並行シテ、國內機構ノ整備擴充ガ要望サレルノデアリマス、政府ハ貿易機構ヲ再檢討シ、現在ノ配給委員會ト云フガ如キ部分ノモノニ止メズシテ、運賃全般ニ及ブ貿易審議會又ハ貿易委員會ノ如キモノヲ設ケテ、モット學識經驗者ヲ廣ク包容シ、國民ノ代表タル衆議院議員アタリヲモ參畫セシメテ、極力機構ノ民主化ト實際化ヲ圖リ、一面ニ於テハ大局の見地カラ運賃時期スルト共ニ、他面ニ於テハ巨額ノ貿易計畫ガ、年ニ一度カ二度突如トシテ國民ノ前ニ現レテ來ル入道雲ノ如キヤウナモノトスルコトナク、自ラ機會ヲ設ケテ之ニ關スル國民ノ理解ヲ深メ、國民ヲ親シマシメ、難テ時機到來ノ際ハ、滞リナク正常貿易ヘ移行スルコトガ出來ルヤウ勸案スベキデアルト思ヒマスガ、商工大臣ノ御意向ヲ承リタイト存ジマス、以上ヲ以テ自由黨代表スル私ノ質疑ヲ終リマス(拍手)

【國務大臣星島二郎君登壇】

○國務大臣(星島二郎君) 栗山君ノ貿易ニ關スル御造詣深イ御議論ヲ承リマシテ、其ノ總テノ御議論ハ、全部之ヲ採用シテ行キタイト斯様ニ考ヘル次第デアリマスルガ、殊ニ今日敗戦後ノ日本ハ、不幸ニモ貿易ヲ一元的ニ國家管理デヤラナケレバナラナイ、是ハ已ムヲ得ナイ事情デアリマスルガ、一刻モ早ク是カラ離レテ、自由ナル潑刺タル貿易ニ移ラナケレバナラス、併シナガラコ、一、二年ノ間、少クとも此ノ敗戦後ノ渾沌タル時ニ於キマシテハ、私ハ昨年十月九日ニ制定サレマシタ聯合軍ノ今日ノ行キ方ハ、最も日本ニ取ツテ仕合セデアツタト、斯様ニ信ズルモノデアリマス、仰セノ如ク、八千萬近イ此ノ國民ガ貧乏シ切ツテ、總テノモノガ奪ハレテ、是カラ起チ上ツテ、戰爭ヲ拋棄シタ以上ハ、何ニ依ツテヤツテ行カト云ヘバ、此ノ八千萬ノ國民ガ總動員デ働イテ、サウシテ見返リ品ヲ造ツテ、食糧或ハ原料ノ不足ヲ物ヲ補フベク輸入スルコト云フコト以外ニハ、私ハ國ノ建前ハナイト思フノデアリマス(拍手) サウ云フ見地カラ致シマシテ、今日貿易廳ハ實ハ官廳デハアリマスケレドモ、前垂掛ケノ官廳デアツテ欲シイト考ヘテ、其ノ長官モ態々實業界ノ方、多年ノ經驗ノアル方ヲ入レテ、お役所仕事デナイヤウニヤツテ行キタイ、斯様ニ心掛ケテ居ル次第デアリマス(拍手) 今同此ノ貿易特別會計ニ於キマシテ、若干商賣ラシイ商賣ガ出來ル譯デアリマスルガ、何ト申シマシテモ、今栗山君御指摘ノ如ク、日本ハ多クノ原料ヲ輸入ニ仰イデ、之ヲ商品化致シマシテ、見返リトシテ出ス外ナイノデアリマスガ、ソレニハ先ヅ以テ重工業方面ハ駄目デアリマスカラ、主トシテ輕工業ヲ中心ニヤラナクチャナラナイ、殊ニ今年度ノ貿易「バランス」ヲ見マシテモ、生絲並ニ纖維製品ガ其ノ王座デアリマスルガ、生絲ハ戰爭中榮ヲ引拔イテ、只今御指

摘ノヤウニ五十何萬俵モ出シテ居リマシタモノガ、今年度ハ全部出シマシテモ十六萬俵以外ニハ出ナイ、ソレヲ出シタノデハ纖維業者ガ困リマスカラ、少シデモ殘シテ織物ニシテ出サシテ賣ヒタイト只今懇請中デアリマスガ、之ヲ復舊致シマスルノハ、三箇年計畫ヲ以テ致シマシテモ、二十萬俵以上出スコトハ中々困難カト思フノデアリマスガ、是ハ農林當局ト調子ヲ合セマシテ、一生懸命ヤツテ居ル次第デアリマス、其ノ他自轉車、或ハ只今御指摘ノ諸物品ニ致シマシテモ、今日お互ヒガ戦後眞ニ凡ユル惡條件ヲ克服シテ、而モ此ノ勞働問題ヲ眞ニ調整致シマシテ、見返リ物資ヲ一品デモ多ク出シテ行キタイ、斯様ニ思ウテ居ル譯デアリマス、ソレニ付キマシテ、只今仰セノ如ク日本ハ、トモスレバ從來「メード・イン・ジャパン」ハ安イ、其ノ代リ惡イデアツタ、是ハ昨今ノ勞働問題其ノ他カラ見マスト、高い、惡イニナルカモ知レナイ處ガアルノデアリマシテ、斯様ニナツタノデハ大變ナコトデアリマスカラ、今ニ心致シマシテ、殊ニ從來アリマシタヤウナ粗惡品ヲ越シマシテ、詐欺ニ近イヤウナコトヲシテ一時ノ儲ケヲスル、斯様ナコトヲヤル場合ニハ、斷乎トシテ刑罰ヲ以テ臨ム程ノ準備ヲ致シタイト考ヘテ居ルノデアリマス(拍手) 尙ホ只今ノ貿易ハ、一元的ニ、唯日本ヲ造リマシタモノハ日本ノ九公デ貿易廳ガ買上ゲマシテ、輸出共ニ貿易廳自ラガ仕事ハ出來マセスカラ、他ニ今日約七十四ノ輸出入ニ關スル團體ヲ作ラセマシテ、ソレヲ通ジテヤラセテ居ルノデアリマスルガ、本當ヲ言ヒマスト、九公ニ因ハレテ、十分賣レルモノヲ必ズシモサウ安クスル

必要モナイカモ知レマセヌケドモ、併シ今日ハコ、デサウ御心配ノヤウナ損失ハ起ラヌヲラウト思ヒマス。コトハ、造リマシタモノハ貿易廳で買上ゲテ之ヲ向フヘ出シマシテ、輸入シタモノハ「ドル」ノ相場デ之ヲ計算致シマスルカラ、必ズシモ從來ノ普通ノ貿易ノ如キ、ソコニ「スベキレシヨ」ハナイ譯デアリマス。大キナ損失ハナク、唯火災トカ或ハ盜難其ノ他ノ點ハ十分注意致シマシテ、損失ヲ起サナイ方針デアリマス。併シ此ノ點ニ付キマシテハ、或ハ大藏大臣ヨリ御答辯ガアルカモ知レマセヌ。

尙ホ最後ニ御指摘ノアリマシタ、何トカシテ日本ノ貿易ヲ役所仕事デナイヤウニ——民間ノ衆智ヲ集メタ今ノ七十四ノ團體ノ色々ノ方々ノ援助モアリマスケドモ、尙ホ綜合的ナ分別ヲ運ラス爲ニ、今日ト雖モ或ハ顧問制或ハ參與制ハアリマスケドモ、十分ニマダ活用致シテ居リマセヌ、御注意ニ依リマシテ、或ハ貿易振興會議會ト云ツタヤウナモノデモ設ケマシテ、十分民間ノ衆智ヲ集メテ、大イニ貿易ノ振興ヲ圖ツテ行キタイ、斯様ニ考ヘテ居ル次第デアリマス（拍手）

（國務大臣石橋湛山君登壇）

○國務大臣（石橋湛山君） 栗山君ノ御質問ニ對シテハ、只今商工大臣カラ大體答辯ガアリマシタカラ、私カラ多ク附加ヘル必要ハナイト思ヒマス、唯貿易ノ收支ニ依ツテ損失ノ起ル場合デアリマス、是モ商工大臣ノ御話ノヤウニ、現在ノ機構ニ於テハ、大イナル損失ガ起ルト云フコトハアリ得ナイト思ヒマス、唯其ノ時々ニ於テハ、輸出金額ノ方ガ大キ——是ハ國內圖デ建テタバカリデアリマスガ、國內ニ於テ輸

出品ヲ買上ゲタ金額、即チ支出ガ多ク、輸出シタモノノ賣拂ツタ金額ノ方ガ少イ、或ハ其ノ逆ノ場合、左様ナ常ニ時ノ食運ヒガ相當アリマスカラ、日本銀行等カラ或ル程度ノ金融ヲ行フ必要ハ常ニ起ルト思ヒマスガ、併シ全體トシテノ收支ハ大體償フベキモノト考ヘマスシ、又是カラノ經理ノ方法、詰リ輸入品ノ賣却其ノ他ニ依リマシテ、損失ガ起ルコトノナイヤウナ經理ノ方法ヲ立テルヤウニ、只今致シテ居ル次第デアリマス。

ソレカラ「フレトン・ウツツ」協定ニ參加スル用意ノ問題デアリマスガ、是ハ度々申上ゲマシタヤウニ、日本モ難テ國際經濟ニ自由ニ參加致ス時期ガ參ルト思ヒマス、其ノ場合ニハ言フマデモナク、「フレトン・ウツツ」協定ニ參加ヲ致サナケレバナラナイノデアリマシテ、現在日本ノ經濟ノ種々ナル整理ヲ急イデ居リマスノモ、一面カラ言ヘバ「フレトン・ウツツ」協定ヘノ參加ノ準備ト見ラル、次第デアリマシテ、政府トシテハ此ノコトヲ常ニ念頭ニ置イテ施策致シテ居ル次第デアリマスカラ、御諒承ヲ御願ヒ致シマス。

○議長（山崎猛君）

栗山君、宜シウゴザイマス。

○栗山長次郎君 質問ヲ打切リマス

○議長（山崎猛君） 原尻東君

（原尻東君登壇）

○原尻東君 協同民主黨ヲ代表致シマシテ、極ク簡單ニ要點ノミヲ申述ベテ、貿易資金特別會計法ニ付テ暫クノ間關係大臣ニ質問ヲ致シマス。
第一點ハ商工大臣ト農林大臣ニ質問ヲ致シマス、今次世界大戰後、國際經濟ノ最モ顯著ナル動向トシテ、「フレトン・ウツツ」協定等ニ見ルガ如ク、世

界經濟ガ一ツノモノトシテ意識的ニ運營サレル所ノ傾向ガアリマシテ、産業ハ或ル程度世界分業ノ傾向ニアルノデアリマスガ、將來日本ノ産業計畫並ニ貿易計畫ハ、此ノ世界ノ動向ニ對シテ如何ナル觀察ヲ下シテ居ラル、カ、政府ノ所信ヲ實シタイノデアリマス。

第二點ハ商工大臣ト運輸大臣ニ質問ヲ致シマスガ、今回聯合軍ガ出來得ル限リ早ク日本ノ貿易再開ヲ許シタイト云フ意向ハ、國民ノ齊シク感激ニ堪ヘザル所デアリマス、政府ハ其ノ場合日本ノ貿易機構ヲドウ考ヘテ居ラレカ、又ドウ云フ形デ貿易ヲ行ツテ行カウトスルカ承ツテ置キタイノデアリマス、又船舶等ハ如何ナル程度ニ用意ガアルカ。

第三點ハ大藏大臣、商工大臣ニ質問致シマスガ、「ドイツ」デナクテモ、如何ナル國デモ、大戰後ノ「インフレ」シヨ」激化ハ、原則トナツテ居ルノデアリマシテ、世界戰爭史ガ之ヲ證明シテ居リマス、日本ガ果シテ此ノ原則ヲ破ルコトガ出來ルカドウカ、而モ戰爭經濟カラ平和經濟ヘノ轉換期、即チ閉鎖經濟ヨリ開放經濟ヘノ移動期タル貿易再開ノ時期ハ、「インフレ」激化ノ契機トナルノデアリガ、政府ハ十分ナル自信ガアルカ、又爲替價格ニ對スル政府ノ見透シハドウカ、又貿易ノ相手ノ國ハ何レノ國デアアルカ。

第四點ハ農林大臣、商工大臣ニ質問致シマスガ、國際貿易ヲ再開スル以上、貿易資金ガアツテモ頼リニハナラナイノデアリマス、必ズ輸入ニ對應スル所ノ見返リ物資ノ用意ガ必要デアアルガ、此ノ見返リ物資ニ對スル所ノ政府ノ具體ノ用意ヲ承リタイノデアリマス、政府ハ農村工業トシテ時計ノ製造

ヲ、又轉換工場ニハ自動車ノ工業等ヲ獎勵シテ居ルヤウデアリマスガ、是ガ果シテ我が國ノ科學技術ノ程度ニ於テ、「アメリカ」ヲ初メ他ノ國々ト競争ガ出來ルト御考ヘデアアルカ。

第五點ハ農林大臣ニ質問致シマスガ、現在ノ所、輸入必需品トシテ先ツ第一ニ食糧ヲ擧ゲナケレバナラナイ、次ニ燐酸肥料ノ素デアリ燐礦石、加里肥料、棉花、羊毛、砂糖、「ゴム」、石油、鐵、等々デアリマス、見渡ス所何レモ絕對必要ナモノデアリマスガ、此ノ中食糧ダケハ、肥料ガ十分ニ出來、科學技術ノ進歩ガ出來マシタナラバ、増産ノ餘地ハ十分アルノデアリマス、見返リ物資ノ不足シテ居ル今日トシテ、早急ニ此ノ食糧ノ自給自足ノ方策ヲ要望スルモノデアリマス、政府ガ打算シナレバ、農民モ打算シナラナケレバナラナイ、農民ガ「ボケツ」ニ算盤ヲ入レテ飛ビ廻ルヤウニナレバ、食糧ノ増産ハ覺付カナイノデアリマス、既ニ大都市附近ノ農民ハ、相當ニ功利的トナツテ居ルノデアリマスガ、政府ノ農民指導ノ方向ノ分岐點ハ、正ニ此ノ貿易上ニ於ケル所ノ農產物取扱ノ方法如何ニアルト思フノデアリマス、之ニ對スル農林大臣ノ所見ヲ承リマス。

今一ツハ、食糧ヲ他ニ依存スル程辛イコトハナイ、是ハ全國民ガ十分ニ體驗シタ答デアリマス、寧ロ自殺シタ方ガ宜イト言ツテ、自殺者ガ相當ニアルノデアリマス、國ニ三年ノ貯ヘナキハ國其ノ國ニアラズト云ハレテ居リマス、是ハ戰爭トハ別問題デアリマシテ、生キントスル者ノ本能デアアルノデアリマス、少クトモ一箇年ノ食糧ハ、ソレゾレ貯ヘテ置クコトガ本能ニ合スル譯

デアリマス、蟻ヤ蜜蜂モ半年分ノ食糧ハ貯ヘテ居ルノデアリマス、ソレハ原始動物デハナイカト云フ説モアリマセウガ、我々ハ文化人ノ眞似シテ、現在ノ如キ苦シミヲ強ヒテセナケハバナラナイコトハナイノデアリマス、農林大臣ハ、從來デモ一千萬石ノ不足ガアツタカラ已ムヲ得ナイデハナイカト仰シタルデアリマセウガ、ソレハ從來農政ヲ顧ミズ、農民ノ教養ヲ顧ミナカツタ爲ニ、農業技術ハ原始的ノ狀態ヲ續ケテ居ルノデアリマス、一昨日モ決議サレマシタ通り、科學技術ノ進歩ノ必要ガ茲ニアルノデアリマス、「アメリカ」合衆國ガ特別ノ恩情ヲ垂レ下サツタコトハ、洵ニ國民トシテ感銘シテ居ルノデアリマス。

先日小田原二三宮尊德先生ノ百六十年生誕紀念講演會ガアリマシタ、之ニ進駐軍ノ「インボーデン」少佐ガ見エテ、其ノ時ノ講演ノ一部ニ曰ク、日本ニ食糧ガ足ラナイ時ハイツデモ送ツテ上ゲマスガ、日本ニハ二三宮尊德先生ノ如キ偉イ方ガアツタノダカラ、此ノ教ヘニ依ツテ、一日モ早ク日本ガ食糧自給ノ出來ル國ニナルコトヲ期待シテ居ルト云ハレタノデアリマス、我々ハ斯クノ如キコトヲ外國ノ人カラ指摘サレ、尙ホ國民ハ一人當リ七畝十五歩ノ耕地ヲ持チナガラ食糧ノ不足ト云フコトハ、指導者トシテ洵ニ恥カシイ話ト云ハナケレバナラヌノデアリマスガ、農林大臣ハ如何ナル所見アリヤ（「ヒヤ」）

「同感タ」ト呼ブ者アリ）
次ハ、總理大臣ハ御差支ヘデ、御諒承願ヒタイト云フコトデアリマスガ、其ノ代リガナケレバ諒承ガ出來ナイノデアリマス、ドナカ出來ル方カラ御答ヘヲ戴キタイノデアリマス、食糧自

給自足ノ方針ニ關スル本員ノ質問ニ對シマシテ、日本トシテハ他日國權ヲ回復シ、獨立ヲ回復シタ場合ニハ、有無相通ズルコトニ依ツテ足ラザル食糧ハ補フ云々ト御答辯ニナツテ居リマス、是ハ尤モラシイ御答辯デアリマスルケレドモ、此ノ言葉ノ中ニ、出來得ル限り自給自足ノ方針デハアルガト云フコトデ、食糧自給ニ對スル所ノ積極性ヲ見出スコトヲ得ナカッタコトハ、總理大臣ガ食糧増産ヲ農民ニ要求サレル程度ハ斯クノ如キ程度ノモノカト考ヘラレテ、本員ノ頗ル遺憾トスル所デアリマス、貿易ノ再開サレントスルニ當リ、食糧自給自足メ方針ハ、施政ノ根本方針ニ觸レガ故ニ、敢テ總理大臣ノ所見ヲ承リタイノデアリマスガ、ドナタカ代理ノ方カラ必ズ御答辯ヲ御願ヒシマス

〔國務大臣星島二郎君登壇〕

○國務大臣(星島二郎君) 原尻君ノ只今ノ御質問ニ對シマシテハ、大體ニ於キマシテ先程星島君ニ御答ヘシタモノデ、貿易ノ根本ニ關スルコトハ御答辯トシ得ルカト思フノデアリマスガ、殊ニ日本ノ貿易ノ根本基調ト言ヒマスカ——是ハ總理大臣ノ答辯モ兼ネタコトニシテ置キマスガ、自給自足デアツテ欲シノデスケレドモ、餘リソレニ因ハレテハ、今日ハ最早新憲法ニ依ツテ所謂「アウタルキー」政策ヲ心配スル必要ハナイノデアリマスカラ、假ニ一反ノ畑デ以テ小麥ノ穫レル量ト、若シ之ニ桑ヲ植エテ、其ノ桑ニ依ツテ生絲ガ二分モ三分モ取レルナラバ、私ハ寧ろ其ノ方ガ宜イデヤナイカ、斯様ナ考ヘ方ヲ以テ、商工當局ト致シマシテハ、少クトモ見返リ物資ヲウント稼イデ貰ヒタイ、斯様ナ考ヘヲ持ツテ居ル

次第デアリマス、只今如何ナル方針ヲ以テ貿易廳ハ進ムカ、貿易ハ只今残念ナコトニ國家管理ノナ、國營ノナコトヲヤツテ居リマスガ、之ヲ行クハ、外サナケレバナラナイト云フコトハ、先程モ星島君ニ御答辯シタ通りデアリマス、其ノ他「インフレ」對策、或ハ農村ノ問題ニ付テハ、他ノ閣僚、或ハ政務官ヨリ御答ヘスルコトと思ヒマスケレドモ、商工當局ト致シマシテハ、特ニ此ノ貿易ノ振興ニ依リマシテ、サウシテ日本ノ不足シタル物資、原料ヲ入レマシテ、食糧ニシテ、原料ニシマシテモ、ウント入レテ賣ツテコソ、ソコニ平和的ナ日本ノ將來ノ安全性ガアルノデハナイカ、從來ノヤウナ所謂軍國主義的ナ自給自足主義ヲヤリマスナラバ、ソコニ無理ガ起リ、平和的デナクナルノデアリマス、寧ろ原料ヲ入レテ下サイト云フ所ニ、日本ノ將來ノ平和的安全性ガアル、私ハ先ヅ貿易ノ振興策ト致シマシテハ、其ノ考ヘヲ以テ指導シテ來テ居ルヤウナ次第デアリマス〔拍手〕

〔政府委員大石倫治君登壇〕

○政府委員(大石倫治君) 只今原尻君ヨリ農林大臣ニ御質問ガザイマシタガ、大臣ハ今已ムヲ得ザル用事ガアリマシテ出席出來マセヌノデ、私ヨリ答辯ヲ致シタイと思ヒマス

農産貿易ニ關スル用意アリヤ、又其ノ具體的説明ヲ求メラレタノデアリマスガ、現在ニ於キマシテ、貿易品トシテ、又輸入見返リ品トシテ重要ナル役割ヲ持ツテ居リマスノハ、申スマデモナク生糸デゴザイマス、ソレニ續イテ茶デアリマス、尙ホ戰前ニ於キマシテハ水産物、或ハ蜜柑デアルトカ、其ノ他幾多ノ農産物が輸出セラレテ居ツタ

ノデアリマス、隨テ貿易ガ完全ニ復活ヲ致シテ參リマスレバ、是等ノ點ニ付テハヨク貿易廳トモ協調ヲシ、又農林省ト致シマシテモ大イニ輸出品ノ獎勵増産ヲ致シテ、其ノ目的ヲ達シタイと思ツテ居ルノデアリマス

次ニ食糧ノ自給策ニ關スル御尋ネデアリマスガ、固ヨリ國內ニ於テ自給ヲ致シマスルコトハ是モ望マシキコトデガザイマス、併シナガラ國土ノ狭キ我が國ニ於キマシテ、殊ニ海外ヨリ數百萬ノ歸還者ヲ收容シ、人口稠密、耕地少キ斯様ナ日本ニ於キマシテハ、直チニ自給自足ノ途ヲ講ジマシテモ、完全ニ之ヲ達成スルコトノ出來ナイコトハ、原尻君ニ於キマシテモ能ク御承知ノコトト存ジマス、唯御話ノ如ク此ノ指導、所謂科學ノ進步、或ハ肥料ノ増産、耕地ノ擴張、幾多ノ關係ニ依リマシテ、多年研究ヲシ、ソレニ對スル對策ガ充實、確立致シマスレバ、必ズシモ食糧ノ自給不可能ナリトハ申サレナイノデアリマスケレドモ、ヤハリ從來トモ外國ヨリ主要食糧ノ輸入ヲ仰ギマシテ、其ノ不足ヲ補ツテ參ツタノデアリマス、殊ニ朝鮮、臺灣ノ如キヲ失ヒマシテハ、我が國ガ如何ニ科學力ヲ用ヒマシテモ、或ハ肥料ガ充實致シマシテモ、直チニ自給自給ノ實ヲ擧グルコトハ困難デアルト思ヒマスカラ、輸入食糧ニ對スル見返リ品ノ生産、是ハ最モ必要デアリマシテ、此ノ貿易ト食糧トヲ睨ミ合セテ、漸次我が國ガ安全ナル國民生活ノ遂ゲラレルヤウニ致シタイト存ズル次第デアリマス、從來或ハ農林省ノ計畫宜シキヲ得ズ、指導宜シキヲ得ナイガ爲ニ、自給自足ガ出來ナカッタト云フヤウナ點ニ付キマシテハ、或ハ戰爭デアルトカ色々關係上、

必ズシモ完璧デアツタトハ申サレマセヌ、ソレ等ノ缺點短所ハ將來大イニ補ツテ參リタイト存ズル次第デアリマス〔拍手〕

〔國務大臣石橋湛山君登壇〕

○國務大臣(石橋湛山君) 「インフレ」ニ對スル御質問ノ部分ニ御答ヘ致シマス、御質問ニ依リマス、戰後ニハ「インフレ」ガ起ルノガ原則デアアル、「ドイッ」ノ場合ノ如キ左様デアアルガ、我が國ニ於テハ其ノ原則ヲ破ル自信ガアルカト云フヤウナ意味ノ御質問デアツタヤウニ思ヒマス、如何ニモ戰爭中及ビ戰後ニ於キマシテ、何ガシカ「インフレ」ガ起ルト云フコトハ、殆ド原則的ナ事實デアリマス、併シナガラ非常ナ「インフレ」ガ起ルト云フコトハ、必ズシモ原則デアナイト考ヘルノデアリマシテ、第一次世界大戰後「ドイッ」ノ場合モ、「一九二三年」ノ一月ニ、若シモ「ルール」占領ト云フ政治的事件ガ起ラナカッタナラバ、アノ天文學の數字「インフレ」ハ發生セズニ濟ンダラウト思フノデアリマス、一九二二年マデハ、「インフレ」ハアリマシタガ、ソレハ緩慢ナモノデアリマシタ、斯様ナ譯デアリマシテ、戰後ニ必ズシモ天文學の數字「インフレ」ガ起ルト云フコトハナイト考ヘテ居ルノデアリマス、日本ニ於テモ現在既ニ「インフレ」ガ戰時中カラ今日ニ掛ケテ起ツテ居ルノデアリマス、此ノ程度「インフレ」ハ既ニ起ツタモノデアリマスカラ、是ハ已ムヲ得マセヌガ、今後甚ダシイ「インフレ」ガ起ルカ起ラナイカト云フコトハ、イツモ中上ゲマシテ、今後ノ財政何デアリマシ

テ、若シモ來年度ノ財政ガ非常ナ赤字ニナツテ參ルト云フコトデアリマスラバ、是ハ「インフレ」ガ相當懸念サレルノデアリマス、隨テ政府トシマシテハ、本年度ノ財政ヲ實施致シマス場合ニ於テモ、又明年度ノ豫算ヲ編成スル場合ニ於キマシテモ、其ノコトヲ十分考ヘマシテ、甚ダシキ「インフレ」ガ起ルガ如キ財政處理ハ致サナイ覺悟デ居リマスカラ、隨テ此ノ上「インフレ」ハ起ラナイ、起サナイ、斯様ニ確信シテ居ル譯デアリマス

尙ホ爲替相場ニ付テノ御質問モアツタノデアリマスガ、是ハイツ國際經濟ニ自由ニ參加シ、所謂「フレキシブル」協定ニ入ルカト云フヤウナコトハ分リマセヌガ、蓋シ左様ニ甚ダ遠イコトデアナイト存ジマス、ソレマデ日本ノ國內ノ經濟ヲ安定サセ、物價ヲ安定サセルト云フコトデアリマシテ、今日ノ場合ニ於テハ、物價ハ御承知ノヤウニ稍、最近下リツ、アルト思ヒマスケレドモ、サレバ日本ノ物價水準ガ何處ニアルカト云フコトモハツキリ致サナイ譯デアリマス、此ノ物價水準ガハツキリ致シマシテ、サウシテ或ル安定點ヲ得マスレバ、同時ニ又海外ニ於ケル物價モ——今「アメリカ」等ニ於テモ動イテ居リマス、非常ナ強イ動キヲシテ居リマシテ、相當騰貴スルノデアリナイカト考ヘラレルノデアリマス、假ニ來年ナラ來年ノ或ル時期ニ「ブレ」ト「ウツ」協定ニ參加スル時期ガ來ルト致シマシタナラバ、其ノ時ノ日本ノ物價ト、其ノ時ノ「アメリカ」其ノ他ノ外國トノ物價ノ比較ニ依ツテ、爲替相場ハ定マルノデアリマシテ、ソレマデ今日ニ於テ、幾ラノ

ノ爲替相場ト云フコトハ、日本ノ事情ノ上カラモ申セメセガ、又海外ノ事情ガ定マリマセメカラ、ハッキリシタコトハ申上ゲラレマセメ、唯繰返シテ申シマスガ、日本ノ物價ハ今日ノ程度以上ニ甚ダシク上ラズニ済ムモノト考ヘテ居リマスカラ、爲替相場ガ何ボニ定マリマシテモ、日本ノ國內經濟ヘノ影響ハ——其ノ時ノ爲替相場ノ如何ニ依リマシテ、日本ノ國內經濟ニ惡影響ヲ及ボスガ如キコトハナイモノト信ジテ居ル次第デアリマス、以上簡單デアリマスガ御答ヘ致シマス(拍手)

○議長(山崎猛君) 原尻君、如何デスカ

○原尻東君 總理大臣ノ代理答辯トシテ商工大臣ガサレタヤウデアリマスガ、其ノ御言葉ノ中ニ、食糧ハ輸入スルカラ心配ナイト云フコトデ、私共農民指導ノ任ニ當ルモノハ、非常ニ責任ガ輕クナリマシテ、有難ウゴザイマシタ

○議長(山崎猛君) 是ニテ暫間ハ終了致シマシタ、本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シマス

○山口喜久一郎君 本案ハ議長指名ニ十七名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(山崎猛君) 山口君ノ動議ニ御異議アリマセムカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第五、産業復興營團法案ノ第一讀會ヲ開キマス——星島商工大臣

第五 産業復興營團法案(政府提出) 第一讀會

産業復興營團法案

第一章 總則

第一條 産業復興營團は、經濟安定本部總裁の定める基本的な産業政策及び産業計畫に從ひ、産業設備又は資材の整備又は活用を圖り、以て産業の速かな復興を促進することを目的とする。

第二條 産業復興營團は、法人とする。産業復興營團は、主たる事務所を東京都に置く。

第三條 産業復興營團の資本金は、二億圓とする。

第四條 政府は、二億圓を産業復興營團に出資しなければならない。

第五條 産業復興營團は、定款を以て、左の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名稱

三 事務所の所在地

四 資本金額に關する事項

五 役員に關する事項

六 業務及びその執行に關する事項

七 會計に關する事項

八 公告の方法

第六條 産業復興營團は、勅令の定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定によつて登記を必要とする事項は、登記の後でなければならない。

ば、これを以て第三者に對抗することができない。

第七條 産業復興營團には、所得税、法人税及び營業税を課さない。

都道府縣、市町村その他これに準ずるものは、産業復興營團の事業に對しては、地方税を課することができない。但し、特別の事情に基いて、内務大臣及び大藏大臣の認可を受けた場合にはこの限りでない。

第八條 産業復興營團が第十五條第一號又は第二號の業務のため、不動産に關する權利の取得又は所有權の保存について登記を受けた場合には、その登録税の額は、不動産の價格の千分の一・五とする。

第九條 産業復興營團について解散を必要とする事由が発生した場合において、その處置については、別に法律でこれを定める。

第十條 産業復興營團でない者は、産業復興營團又はこれに類似する名稱を用ひることができない。

第十一條 産業復興營團に、役員として、理事長、副理事長各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

理事長は、産業復興營團を代表し、その業務を總理する。

副理事長は、定款の定めるところにより、産業復興營團を代表し、理事長を輔佐して産業復興營團の業務を掌理し、理事長に事

故のあるときにはその職務を代理し、理事長が缺員のときにはその職務を行ふ。

理事は、定款の定めるところにより、産業復興營團を代表し、理事長及び副理事長を輔佐して産業復興營團の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故のあるときにはその職務を代理し、理事長及び副理事長が缺員のときにはその職務を行ふ。

監事は、産業復興營團の業務を監査する。

第十二條 理事長、副理事長、理事及び監事は、政府がこれを任命する。

理事長、副理事長及び理事の任期は三年、監事の任期は二年とする。

第十三條 理事長、副理事長及び理事は、定款の定めるところにより、主たる事務所又は従たる事務所の業務に關して一切の裁判上又は裁判外の行爲をする權限を有する代理人を選任することができ

第十四條 理事長、副理事長及び理事は、他の職業に従事することができない。

第三章 業務

第十五條 産業復興營團は、經濟安定本部總裁の定める基本的な産業政策及び産業計畫に基いて主務大臣のなす指導及び監督に從ひ、左の業務を行ふ。

一 經濟安定本部總裁が定める方策に基く産業設備の建設及びその貸付又は賣渡

二 經濟安定本部總裁が定める方策に基く産業設備又は資材の買受及びその貸付又は賣渡

策に基く産業設備營團の所有する産業設備又は資材の貸付先又は賣渡先の決定

第十六條 産業復興營團は、業務開始の際、業務の方法を定めて、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

第十七條 産業復興營團は、毎事業年度の初において事業計畫を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

第十八條 産業復興營團が第十五條に規定する業務を行ふため必要とする資金は、復興金融庫からその融資に關する規定に從つて融通を受けなければならない。

産業復興營團は、前項の規定にかかはらず、復興金融庫の承認を受けて、復興金融庫以外の者から資金の融通を受けることができる。

産業復興營團は、昭和二十三年四月一日以後、あらたに前二項に規定する資金の融通を求めることができない。

第四章 會計

第十九條 産業復興營團の事業年度は、毎年四月から翌年三月までとする。

第二十條 産業復興營團は、毎事業年度に財産目録、貸借對照表及び損益計算書を作成し、毎事業年度經過後二箇月以内に、これを主務大臣に提出して承認を受けなければならない。

産業復興營團は、前項の規定による承認を受けたときには、その

財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告し、且つこれを定款とともに、各事務所に備へて置かなければならない。

第二十一條 産業復興營業團が剰餘金を處分しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならぬ。

第五章 監督

第二十二條 主務大臣は、必要があるとき、産業復興營業團に對して、監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣は、必要があるとき認めるときには、産業復興營業團又は産業復興營業團から産業設備若しくは資材の貸付を受ける者に對して、報告をさせ、又は當該官吏に、必要な場所を臨檢し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を檢査させることができる。

前項の規定により、當該官吏に臨檢檢査させる場合には、命令の定めるところにより、その身分を示す證票を携帯させなければならぬ。

第二十三條 産業復興營業團は、役員

の給與に關する規程を作成し、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも同様である。

ときには、これを解任することができる。

第六章 罰則

第二十五條 第二十二條第二項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は檢査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して第二十二條第二項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたときには、行爲者を罰する外、その法人又は人に對しても前項の罰金を科する。

第二十六條 左の場合においては、産業復興營業團の理事長、副理事長、理事又は監事は、これを五千圓以下の過料に處する。

一 この法律によつて主務大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合においてその認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律に規定されてゐない業務を行つたとき。

三 第二十二條第一項に規定する主務大臣の監督上の命令に違反したとき。

第二十七條 左の場合においては、産業復興營業團の理事長、副理事長、理事又は監事は、これを二千五百圓以下の過料に處する。

き又はその書類に不正の記載をしたとき。

三 第二十條第二項又は第二十三條第二項の規定による公告をすることを怠り、又は不正の公告をしたとき。

第二十八條 第十條の規定に違反して、産業復興營業團又はこれに類似する名稱を用いた者は、これを一萬圓以下の過料に處する。

附則

第二十九條 この法律施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定める。

第三十條 産業設備營業團法(以下舊法といふ)は、これを廢止する。

但し、産業設備營業團の清算については、及び舊法廢止前に舊法に基いてなした行爲に關する罰則の適用については、舊法は、その廢止後もなほその效力を有する。

第三十一條 産業設備營業團は、舊法廢止の時に對して、解散する。

産業設備營業團の清算は、産業復興營業團理事長が、その清算人となり、これを行ふ。

産業設備營業團に、會社經理應急措置法又は企業再建整備法の規定を適用した場合において必要があるときは、準用した會社經理應急措置法又は企業再建整備法の規定につき、勅令で別段の定をなすことができる。

前二項に定めるものの外、産業設備營業團の清算に關し必要な事項は、勅令でこれを定める。

第三十二條 政府は、設立委員を命じて、産業復興營業團の設立に關する事務を處理させる。

第三十三條 設立委員は、定款を作成して、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

前項の認可があつたときには、設立委員は、遲滞なく出資の拂込を稟請しなければならない。

第三十四條 出資の拂込があつたときには、設立委員は、遲滞なくその事務を産業復興營業團理事長に引き繼がなければならない。

理事長が前項の事務の引繼を受けたときには、理事長、副理事長、理事及び監事の全員は、遲滞なく設立の登記をしなければならない。

産業復興營業團は、設立の登記をするによつて成立する。

第三十五條 産業復興營業團でない者が、この法律施行の際に産業復興營業團又はこれに類似する名稱を用ひてゐるものについては、この法律施行後六箇月を限り、第十條の規定を適用しない。

第三十六條 登録税法の一部を、次のやうに改正する。

第十九條第七號中「産業設備營業團、」の下に「産業復興營業團、」を、

「産業設備營業團法、」の下に「産業復興營業團法、」を加へる。

第三十七條 印紙税法の一部を、次のやうに改正する。

第五條第六號の五の次に、左の一號を加へる。

六ノ五ノ二 産業復興營業團ノ業務ニ關スル證書帳簿

〔國務大臣星島二郎君登壇〕
○國務大臣(星島二郎君) 産業復興營業團法案ノ提案理由ヲ御説明致シマス

戦後ニ於ケル産業ノ速カナ復興ハ、當面焦眉ノ急務デアリマスガ、多年ノ戰爭經濟ニ伴ヒマス民需生産ノ全面的ナ衰退、並ニ廣範圍ニ亙ル産業施設ノ被災等ニ依リマシテ、當面緊要ナ生産ノ達成ヲ圖リマスル爲ニモ、産業設備ノ補修、改造、復興、更新等、是ガ整備並ニ擴充ヲ急速ニ必要ト致ス實情ニアルノデアリマス、一面軍需産業等ニ殘存致シテ居リマス産業設備及ビ資材ニ付キマシテハ、其ノ大部分ガ必ズシモ未ダ十分活用ノ途ヲ講ジテハ居ナイ現状デアリマシテ、是等ノ設備、資材ニ付キマシテハ、其ノ活用配分等ノ爲メ、強力ナ操作ヲ行フコトガ必要ト考ヘラレマス、然ルニ是等ノ設備資材ノ整備活用ハ、現下ノ經濟情勢下ニ於キマシテハ、必ズシモ企業ノ自發的ナ創意活動ノミニ依ツコトヲ許サザル實情ガ見受ケラレルノデアリマシテ、特ニ財閥ノ解體等ニ依ル大企業ノ倒壊ノ後ヲ承ケマシテ、健全且ツ清新ナ中小企業ノ出現ヲ育成致シマスル爲ニハ、茲ニ強力ナル産業復興ノ方途ヲ講ズル必要ガアルノデアリマス、仍テ是ガ爲メ一方ニ精密且ツ果斷ノ政策及ビ計畫ヲ策定致シマスルト共ニ、此ノ方策ヲ擔ツテ産業設備ノ整備活用ニ挺身スベキ機關ヲ創設致シ、以テ必要トセラレル産業振興方策ノ具體的ナ實現ヲ期シタイト存ズル次第デアリマス

茲ニ提案致シマスシタル産業復興營業團法案ハ、專ラ右ノ趣旨ヲ體シマシテ、戰時經濟ノ終結ニ伴ヒ一應任務ヲ完了致シマシタ産業設備營業團ハ、之ヲ整理解散致シマスルト共ニ新タニ之ニ代ヘテ産業復興營業團ヲ設立致シ、以テ戰時補償特別措置法等、別ニ提案致シマシタ一聯ノ特別措置ニ伴フ經濟界整理ノ後ヲ承

ケマシテ、産業ノ復興助成ヲ圖ラシメ
ヨウトスルモノデアリマス、即チ産業
復興會、事業者ニ於テ建設改修等
ヲ行フコトノ著シク困難ナ産業設備ヲ
建設致シ、之ヲ適當ナル企業者ニ貸付
ケテ運営ヲ行ハシメ、以テ生産ノ振興達
成ヲ圖リマスルト共ニ、經濟界ノ整理ニ
伴フテ、多量ノ放出ガ豫想セラレマス
ル遊休産業設備資材ノ吸收シマシテ、
是ガ效率的且ツ計費的ナ配分ヲ行フ
等、産業設備及ビ資材ノ綜合的ナ調整
ト其ノ活用ヲ圖ルコトヲ目的トスルモ
ノデアリマス、産業復興會ノ是等ノ
業務ハ、經濟安定本部總裁ノ定メマス
所ノ基本的ナ政策及ビ計畫ノ線ニ從ツ
テ、専ラ産業設備及ビ資材ノ面ニ於
テ、強力ナル國家的機關トシテ、政策
ノ遂行ニ協力セシメルコトヲ目的トシ
テ行ハレルモノデアリマシテ、曩ニ御
贊同ヲ得マシタ所ノ金融面ニ於ケル復
興金融庫ノ活動ト相俟ツテ、戰後産
業ノ復興ニ對スル總輪ノ役割ヲ演ズル
モノト期待シテ居ルノデアリマシテ、
本産業復興會ノ成立ト、其ノ實效ノ
アル活動ノ一日モ早く開始セラレルコ
トヲ希望致シテ居ル次第デアリマス、會
期迫ツタ此ノ際ニ此ノ法案ヲ出シマシ
テ洵ニ恐縮デゴザイマスケレドモ、御
審議ノ上御協賛アラントラ御願ヒ致
シマス

○議長(山崎猛君) 本案ノ審査ヲ付託
スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シ
マス

○山口喜久一郎君 本案ハ政府提出、
貿易資金特別會計法案委員ニ付託セラ
レンコトヲ望ミマス

○議長(山崎猛君) 山口君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ
○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ
日程第六、恩給法臨時特例案ノ第二讀
會ヲ開キマス——入江法制局長官

第六 恩給法臨時特例案(政府
提出) 第一讀會

恩給法臨時特例案

第一條 恩給法第十八條の規定の適
用については、當分の間、同條中

「百分ノ二」とあるのは、「二百分
ノ一」、「百分ノ一」とあるのは、
「四百分ノ一」、「二百分ノ一」とあ
るのは、「八百分ノ一」と讀み替へ
るものとする。

恩給法第五十九條の規定の適用
については、當分の間、同條中
「百分ノ一」又は「百分ノ二」とある
のは、「二百分ノ一」と讀み替へる
ものとする。

第二條 恩給法第五十八條第一項第
四號の規定による普通恩給の停止

については、當分の間同號の規定
にかかはらず、恩給年額が千圓以
上で、その恩給外の所得の年額が
一萬圓を超える者について、左の
區分によつて、これを行ふ。

一 恩給年額と恩給外の所得の年
額との合計額が一萬二千圓以下
であるときは、一萬一千圓を超
える金額の二割五分の金額に相
當する金額。但し、恩給の支給
額は、年額千圓を下ることとは
ない。

二 恩給年額と恩給外の所得の年
額との合計額が一萬二千圓を超

え一萬五千圓以下であるとき
は、一萬一千圓を超え一萬二千
圓以下の金額の二割五分の金額
と一萬二千圓を超える金額の二
割の金額との合計額に相當する
金額。但し、恩給の支給額は、
年額千圓を下ることとはなく、そ
の停止年額は、恩給年額の二割
を超えることとはない。

三 恩給年額と恩給外の所得の年
額との合計額が一萬五千圓を超
え二萬圓以下であるときは、一
萬一千圓を超え一萬二千圓以下
の金額の二割五分の金額と一萬
二千圓を超える一萬五千圓以下の
金額の二割の金額と一萬五千圓
を超える金額の二割五分の金額
との合計額に相當する金額。但
し、恩給の支給額は、年額千圓
を下ることとはなく、その停止年
額は、恩給年額の二割五分を超
えることとはない。

四 恩給年額と恩給外の所得の年
額との合計額が二萬圓を超える
ときは、一萬一千圓を超え一萬
二千圓以下の金額の二割五分の
金額と一萬二千圓を超え一萬五
千圓以下の金額の二割の金額と
一萬五千圓を超える二萬圓以下の
金額の二割五分の金額と二萬圓
を超える金額の三割の金額との
合計額に相當する金額。但し、
恩給の支給額は、年額千圓を下
ることとはなく、その停止年額は
恩給年額の三割を超えることとは
ない。

第三條 普通恩給の年額又は一時恩
給若しくは一時扶助料の金額は、
當分の間、退職又は死亡當時の俸

給の額にかかはらず、別表第一號
表に掲げる給與俸給の額に夫々對
應する假定俸給額によつて、これ
を、計算する。

第四條 恩給法第六十五條の規定の
適用については、當分の間、同法
別表第二號表にかかはらず、別表
第二號表による。

第五條 恩給法第六十五條ノ二の規
定の適用については、當分の間、
同法別表第三號表にかかはらず、
別表第三號表による。

恩給法第六十五條ノ二第一項但
書の規定の適用については、當分
の間、同項但書中「十分ノ七・五」
とあるのは、「十分ノ七・九」と讀
み替へるものとする。

第六條 恩給法第七十五條の規定の
適用については、當分の間、同法
別表第五號表にかかはらず、別表
第四號表に、同法別表第六號表に
にかかはらず、別表第五號表に、同
法別表第七號表にかかはらず、別
表第六號表に、同法別表第八號表
にかかはらず、別表第七號表によ
る。

附則

第七條 この法律は、昭和二十一年
七月一日から、これを適用する。

第八條 昭和二十一年六月三十日ま
でに給與事由の生じた増加恩給
(昭和二十一年勅令第六十八號第
五條に規定するものを除く)若し
くは傷病年金又は恩給法第七十五
條第一項第二號乃至第四號に規定
する場合の扶助料を受ける者に
は、當分の間、昭和二十一年七月
分以降、その恩給年額の三十五割
に相當する年額を支給する。

第九條 昭和二十一年六月三十日ま
でに退職して、増加恩給又は傷病
年金を受けた者が、再就職し、同
年七月一日以後退職した場合に、
恩給法第五十五條又は第五十五條
ノ二の規定を適用するについて
は、當分の間、同法第五十五條第
二項各號中に「差額」とあるのは、
差額の三十五割に相當する額とす
る。

第十條 この法律の適用を受ける恩
給の額の計算については、昭和七
年法律第十三號は、これを適用し
ない。

第十一條 昭和二十一年勅令第四百
三十五號附則第四項の官吏に、こ
の法律を適用するについては、勅
令で、特別の定をなすことができ
る。

第十二條 この法律の施行に關して
必要な事項は、勅令で、これを定
める。

(別表)

第一號表

甲 一級、二級若しくは三級の者又
は同待遇者

給與俸給月額	假定俸給月額
三〇〇	四五〇
三三〇	五〇〇
三六〇	五五〇
三九〇	六〇〇
四二〇	六五〇
四六〇	七〇〇
五〇〇	七五〇
五四〇	八〇〇
五八〇	八五〇
六二〇	九〇〇
	九五〇
	一〇〇〇
	一〇五〇
	一一〇〇
	一一五〇
	一二〇〇
	一二五〇

六六〇	一三五
七〇〇	一四五
七五〇	一六〇
八〇〇	一七五
八五〇	一九〇
九〇〇	二〇五
九五〇	二二〇
一〇〇〇	二四〇
一〇五〇	二六〇
一一〇〇	二八〇
一一五〇	三〇〇
一二〇〇	三二〇
一二五〇	三三〇
一三〇〇	三六〇
一四〇〇	四〇〇
一五〇〇	四四〇
一六〇〇	四八〇
一七〇〇	五二〇
一八〇〇	五六〇
一九〇〇	六〇〇
二〇〇〇	六五〇

給與俸給額が、この表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給額に對する假定俸給額による。

乙 親任の者

給與俸給月額	假定俸給月額
二、〇〇〇	五五〇
二、一〇〇	六〇〇
二、二〇〇	六五〇
二、三〇〇	七〇〇
三、〇〇〇	一、〇〇〇

給與俸給額が、この表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給額に對する假定俸給額による。

第二號表

傷病原因等	甲	乙
等級	特殊公務	普通公務
親任	第一項 一、八〇〇	第一項 一、二〇〇
一級	第二項 一、六〇〇	第二項 一、〇〇〇
二級	第三項 一、四〇〇	第三項 八〇〇
三級	第四項 一、二〇〇	第四項 六〇〇
退任	第五項 一、〇〇〇	第五項 四〇〇
退職	第六項 八〇〇	第六項 三〇〇
退職	第七項 六〇〇	第七項 二〇〇
待給	第八項 四〇〇	第八項 一〇〇
過級	第九項 二〇〇	第九項 〇

特別項は、各號第一項の金額に、その十分の五以内の金額を加へたものとす。

第三號表

傷病原因等	甲	乙
等級	特殊公務	普通公務
親任	第一項 一、八〇〇	第一項 一、二〇〇
一級	第二項 一、六〇〇	第二項 一、〇〇〇
二級	第三項 一、四〇〇	第三項 八〇〇
三級	第四項 一、二〇〇	第四項 六〇〇
退任	第五項 一、〇〇〇	第五項 四〇〇
退職	第六項 八〇〇	第六項 三〇〇
退職	第七項 六〇〇	第七項 二〇〇
待給	第八項 四〇〇	第八項 一〇〇
過級	第九項 二〇〇	第九項 〇

給與俸給額が、この表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給額に對する假定俸給額による。

第四號表

等級	親任	一級	二級	三級	退任	退職	退職	待給	過級
率	八〇〇	九〇〇	一〇〇〇	一〇五〇	一一〇〇	一一五〇	一二〇〇	一二五〇	一三〇〇
給與俸給月額	一、八〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	八〇〇	六〇〇	四〇〇	二〇〇

第五號表

等級	親任	一級	二級	三級	退任	退職	退職	待給	過級
率	八〇〇	九〇〇	一〇〇〇	一〇五〇	一一〇〇	一一五〇	一二〇〇	一二五〇	一三〇〇
給與俸給月額	一、八〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	八〇〇	六〇〇	四〇〇	二〇〇

第六號表

等級	親任	一級	二級	三級	退任	退職	退職	待給	過級
率	八〇〇	九〇〇	一〇〇〇	一〇五〇	一一〇〇	一一五〇	一二〇〇	一二五〇	一三〇〇
給與俸給月額	一、八〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	八〇〇	六〇〇	四〇〇	二〇〇

遺族の員數		等級
一級	一級	親任
者圓額の退職 以上千俵當 の十月時	退職當 千俵給 十月時	二二級
者圓額の退職 未千俵當 滿五月時	退職當 千俵給 五月時	待遇級
以額の退職 上八百給當 者圓百月時	退職當 八百俵 百月時	三三級
上九未額の退職 の十滿八百給當 者圓三百月時	退職當 八百俵 三百月時	待遇級
の十額の退職 者圓三百給當 未百九月時	退職當 三百俵 九月時	待遇級

遺族の員数が、三人を超える場合の率に、三人の場合の率に、三人を超え親任、一級の者又は二級待遇の者の遺族に給すべき扶助料では、一級の者は二級待遇の者に退職當時の俸給月額額が千五百圓以上のものの遺族に給すべき扶助料で満期の及び三級の者は二級待遇の者の遺族に給すべき扶助料の一〇割を加へた率とする。

三人	○・五割	一・〇割	二・〇割	二・〇割	二・五割	二・五割
----	------	------	------	------	------	------

○政府委員(入江俊郎君) 只今議題トナリマシタ恩給法臨時特例ニ關スル法律案ニ付キ、其ノ提案理由ヲ御説明申上ゲマス

ウトスルモノデアリマス、即チ今宮
更俵給令ガ改正セラレマシタル結果、
從來臨時手當、物價手當等ノ名目ヲ以
テ支給シテ居リマシタルモノヲ、本俵
ニ繰入レルコトト致シマシタル爲ニ、
本奉ノ符頭ノ來スコトトナツタノデア

終戦後ノ事態ニ即應致シマシテ、恩給法ノ規定ヲ整備スル爲ニ、曩ニ恩給法の一部を改正する法律案ヲ本議會ニ提出シ、既ニ其ノ協賛ヲ經タノデアリマスルガ、最近更ニ官吏俸給令、所得税等ニ改正ガ加ヘラレマシタ結果、是等ニ關聯ノアル恩給法ノ諸規定ニ付キマシテ、若干ノ臨時的措置ヲ講ズル必要ヲ生ズルニ至ツタノデアリマシテ、茲ニ急遽此ノ法案ヲ提出スルコト相成ツタ次第デアリマス

此ノ法案ニ依リマシテ恩給法ニ特例ヲ認メヨウト致シマスル事項ハ、大略次ノ三點デアリマス、即チ其ノ一ツハ、官吏俸給令ノ改正ニ依ル本俸増額ニ拘リマセズ、一般恩給金額及ビ國庫納金額ヲ、原則トシテ從來ノ程度ニ止メヨ

リマスルガ、抑、恩給ノ金額ハ、原則
トシテ退職當時ノ俸給ヲ基準トシテ定
メラレ、國庫納金ノ額モ、在職中ノ俸
給ヲ基準トシテ算出スルコトナツテ
居リマスル爲メ、之ヲ其ノ儘ニ致シマ
ス時ハ、當然ニ恩給金額竝ニ國庫納金
ノ額等ニ増加ヲ來スコトナル譯デア
リマス、然ルニ財政の見地其ノ他ヨリ
考ヘマスルニ、恩給ノ金額ヲ俸給ノ増
加ニ伴ツテ今直チニ當然増額致シマ
スルコトハ、ドウモ適當トハ認メラレ
ヌノデ、是ハ今後ノ各種ノ情勢ト睨
ミ合セ、速カニ檢討スルコト致シマ
シテ、此ノ際トシテハ、引續キ從來程
度ノ金額ヲ支給スルコトニ止メルコト
ト致シマシタ、是ガ爲メ恩給ノ基準ト
ナル退職當時ノ俸給ニ付キマシテハ、

假定俸給ヲ設ケルコトトシ、同様ニ國庫納金ニ付キマシテモ、原則トシテ從來程度ノ額ヲ維持スルヤウ臨時ノ措置ヲ講ジテ居ルノデアリマス、唯監獄、警察職員及ビ國民學校等ノ教職員ニ付キマシテハ、其ノ給與ノ改善ニ伴ビマシテ、國庫納金ニ關スル從來ノ一般文官トノ差等ヲ撤廢シテ、一律ニ文官並ミト致シタノデアリマス、此ノ法案ノ第一條及ビ第三條ハ、以上ノ點ニ付テノ特例ニ關スル規定デアリマス

給外ノ所得ノ年額ヲ四千圓ト致シテ居
リマスル現行法ハ、所得税法ノ綜合所
得税ノ免稅點ガ三千圓デアルコトニ照
應シテ居ルノデアリマス、即チ此ノ所
得ノ調査ハ、全國ノ稅務署ニ於テ行フ
コトニナツテ居リマスル關係上、綜合
所得税ノ免稅點以下ノ所得者ニ付キマ
シテハ、事實上調査ガ極メテ困難ニナ
ルト云フコトニ依ルモノデアリマス、
然ルニ最近綜合所得税ノ免稅點ガ三千
圓カラ一萬圓ニ引上ゲラレルコトトナ
リマシタメ、見下テ去ノ盡デ、四千圓

恩給、即チ増加恩給、傷病年金及ビ公務傷病ニ起因シテ死亡シタ者ノ遺族ニ對スル扶助料ノ増額ノ點デアリマス、第一ニ述ベマシタ通りノ事情カラ、一般的ニ恩給ノ金額ヲ從來通り据置コロトト致シタノデアリマスルケレドモ、公務ノ爲メ傷病ニ斃レ退官、退職シタ者、及ビ公務ニ起因シテ死亡シタ受給者ノ遺族ニ付キマシテハ、昨今ノ會社事情カラ見テ、一般ノ恩給受給

以上一萬圓以下ノ所得者ニ付キマシテ、恩給停止ノ措置ヲ講ズルコトガ實際上不可能ノ狀態トナリマシタバカリデナク、又斯カル免稅點ノ引上ヲ必要トスル實質上ノ理由ニモ照應致シマシテ、恩給停止ノ所謂高額所得者ノ範圍ニ付キ檢討ヲ加フルコトヲ適當ト認メタノデアリマス、仍テ此ノ際多額所得者ノ停止ハ、恩給年額ガ一千圓以上デ、恩給外ノ所得ガ一萬圓ヲ超エル者

者ニ比較シテ、其ノ生活上ノ苦痛ハ特ニ甚ダシイモノガアルト考ヘラレ、一般ニ恩給ノ金額改訂ノ時期マデ猶豫スルコトハ洵ニ忍ビ難イ事情ニアリマスノデ、是等ノ恩給ニ限リマシテ、特ニ臨時増額ノ措置ヲ講スルコト致シタノデアリマシテ、此ノ法案ノ第四條乃至第六條及ビ附則第八條ガ此ノ點ニ關スル規定デアリマス改正ノ第三點ハ、所謂高額所得者ノ恩給停止ニ關スル特例デアリマシテ、

ニ付テノミ、之ヲ行フコトト致シタノ
デアリマス、此ノ法案ノ第二條ガ此ノ
點ニ關スル規定デアリマシテ、此ノ特
例ハ、本年七月分以降ノ支給ニ付テ適
用スルコトト致シテ居リマス、以上ガ
此ノ法案ヲ本議會ニ提出致シマス理由
ノ概略デアリマス、何卒御審議ノ上速
カニ御協賛アラシコトヲ希望致シマス
○議長（山崎猛君） 本案ノ審査ヲ付託
スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シ
マス

現行恩給法ニ依リマスルト、恩給年額ガ千圓以上デ、恩給外ノ所得ガ年ニ四千圓ヲ超エル者ニ付キマシテハ、其ノ合算額ノ多寡ニ應ジテ、恩給年額ノ中一定ノ割合ノ金額ヲ支給ヲ停止スルコトヲナツテ居ルノデアリマスルガ、恩

○山口喜久一郎君 本案ハ政府提出、
貿易資金特別會計法案委員ニ併セ付託
セラレンコトヲ望ミマス
○膳長(山崎猛吾) 山口君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ

「異議ナシ」ト呼ブ者アリ」

○議長（山崎猛君） 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——

日程第七、農林中央金庫法の一部を改正する法律案ノ第一讀會ノ續ク開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——理事馬越晃君

第七 農林中央金庫法の一部を改正する法律案（政府提出、貴族院送付）

報告書

一農林中央金庫法の一部を改正する法律案政府提出、貴族院送付)

右ハ本院ニ於テ可決スベキモノト議決シテ因ツテココニ報告スル

昭和二十一年九月二十七日
衆議院議長山崎 猛殿
委員長 成島 勇
〔馬越晃君登壇〕

○馬越見君 本委員會ニ付託セラレマシタ農林中央金庫法の一部を改正する法律案ノ審議ノ經過並ニ結果ニ付キマシテ御報告申上ゲマス

【議長退席　副議長着席】
 本案ニ付キマシテハ、八月二十三日以後八回ニ亙ツテ慎重審議致シタノデゴザイマス、先ズ劈頭農林大臣ヨリ次ノ如キ要旨ノ提案理由ノ説明ガゴザイマシタ、即チソレニ依リマスト、此ノ改正ノ要點ハ四ツデゴザイマシテ、第

一、蠶絲業ノ振興ニ資スル爲メ蠶絲業會、蠶絲協同組合ニ對シテ金庫ノ出資者タルノ資格ヲ附與シ、第二ニ長期年賦貸付限度ニ關スル制限ヲ撤廢シテ、農村ニ於ケル生産力ノ向上ニ資シ、第三ニ戰時金融金庫ヲ貸付先ヨリ削除

シ、第四ニ農林水産業及び其ノ關係事業ヲ營ム法人ニ對シテ中期貸付ヲナスノ途ヲ開イテ、ソレ等事業ノ振興ニ資シタコトデゴザイマス

次ニ主ナル質疑應答ヲ申上ゲマス
ト、次ノ如クデゴザイマス、先ヅ第一ニ農林金融ノアリ方ニ關シテ政府ノ所見ガ實サレタノデゴザイマス、政府當局ヨリ、我が國農業及ビ農村ノ特殊性ヨリシテ組合金融ノ重大性ヲ詳シク述べ、今後此ノ特性ヲ益々發揮スル如ク指導致シタイ旨ノ答辯ガゴザイマス、又農林中央金庫ノ民主化ガ論ゼラレ、役員ノ政府任命ノ點、政府出資ノ點等ニ付テ眞摯ナル檢討ガ行ハレタノデゴザイマスガ政府當局ヨリ、農林中央金庫ノ現機構ノ歴史の性格ニ付テノ説明ガアリ、是ガ改革ニ關シテハ、將來金融機構一般ノ改革ニ關聯セシメ、其ノ際ニ解決シタキ旨ノ答辯ガゴザイマス、更ニ現在農林中央金庫ノ資金ノ地方還元ガ不十分ナル旨ノ質問ガゴザイマスガ、之ニ對シテハ當局ヨリ、從來トモ地方ニ資金ノ需要ガアル場合ニハ、決シテ是ヘノ融通ヲ抑ヘルヤウナコトハシナカッタガ、將來ハ更ニ各方面ト緊密ナル連絡ヲ執ツテ、地方ニ於ケル生産力ノ發展、文化ノ向上ヲ圖ル爲ニ、積極的ニ融通ナサシメルヤウニ致シタイ旨ノ答辯ガゴザイマス、次ニ餘裕金ノ運用トシテ中期貸付ニ付キマシテハ、慎重ヲ期スル要ガアルカラ運用委員會ト云フヤウナモノヲ設ケテハ如何トノ意見ガゴザイマス、政府當局ヨリ、運用委員會ノ如キ諮問機關ノ設置ニ付テハ、其ノ趣旨ニ賛成デアリ、考慮シタイトノ答辯ガナサレタノデアリマス、尙ホ中期貸付ノ貸付先ニ付テハ質問ガア

リ、之ニ對シテハ、差當リ農地開發營團、肥料會社、漁業關係法人ノ豫想シテ居ルトノ答辯ガアリマシタ、最後ニ、本法案ニ關聯シテ肥料ノ生産事情ニ關シテ質問ガゴザイマスガ、之ニ對シテ政府ヨリ、近ク經濟安定本部ニ肥料ニ關スル調査會ヲ設置スルコト、本年度上半期ノ生産實績ガ豫定計畫ニ達シナカッタコトハ洵ニ遺憾デアツテ、將來生産確保ニ一層努力シタイ旨ノ答辯ガアリマシタ、尙ホ詳細ハ速記録ニ讓ルコトト致シマス

續イテ討論ニ入ツタノデアリマスガ、先ヅ日本自由黨代表シテ坂本委員カラ、次ノ希望意見ヲ附シテ原案ニ賛意ヲ表セラレマシタ、其ノ一ハ、本改正ニ依ル長期貸付ヲ行フニ當ツテハ、一般金融機關トノ間ニ摩擦ノナイヤウニ洋意スルコト、其ノ二ハ、役員ノ選任ヲ、民主的ニ廣ク人材ヲ求メル方法ニ改メルコト、其ノ三ハ、長期貸付ニ付テハ擔保ヲ微スル等堅實ナル方法ニ依ルコト、以上デアリマス、日本進歩黨代表シテ若米地委員カラ、次ノ希望意見ヲ附シテ原案ニ賛意ヲ表セラレマシタ、其ノ一ハ、餘裕金運用ニ對スル制限ガ緩和サレルニ付テハ、其ノ適正ヲ期スル爲メ運用委員會ト云フヤウナ諮問機關ヲ設ケルコト、其ノ二ハ、先ノ見通シ不明ノ新企業ニ對スル投資ハ之ヲ避ケルコト、其ノ三ハ、役員ノ陣容ヲ民主化スルコト、以上デアリマス、日本社會黨代表シテ佐竹委員モ、亦三點ノ希望意見ヲ附シテ原案ニ賛成サレマシタ、即チ第一ハ、改正法ニ依ル融資ガ適正且ツ有効ニ行ハレルヤウ、政府ノ監督ヲ嚴ニスルコト、第二ハ、肥料國營準備會ヲ速カニ構成シ、國營ノ方向ニ向ハシムルガ如ク措

置スルコト、第三ハ、米價ヲ速カニ決定スルコト共ニ、是ト均衡ヲ得ルヤウ肥料ノ値下ヲ斷行スルコト、以上デアリマス、協同民主黨代表シテ米倉委員カラ、是モ三點ノ希望意見ヲ附シテ原案賛成ノ意見ヲ表明セラレマシタ、即チ第一ハ、農林中央金庫ニ對スル政府ノ出資金ハ全部民間團體ニ移讓スルコト、其ノ二ハ、役員ノ政府任命制ヲ改メ、組織員ニ依ル選舉等ニ依ツテ決定スルヤウ考慮スルコト、其ノ三ハ、復興金融金庫ガ肥料企業ニ對シテ投資スルトスレバ、中央金庫ノ投資ニ付テモ、政府ハ復興金融金庫ニ對スル同様ノ責任ヲ持ツベキデアルコト、國民黨代表ノ野本委員カラハ、次ノ希望意見ヲ述ベラレ、原案ニ賛意ヲ表セラレマシタ、其ノ一ハ、中央金庫ノ運營ノ全般ニ民主的方法ヲ採用スルコト、其ノ二ハ、農地制度ノ革新ニ伴ヒ、自作農ノ育成發達ノ爲メ、中央金庫ノ本來的使命ノ積極的發揮ヲ希望スルコト、無所屬俱樂部代表北委員カラハ、次ノ希望條件ヲ附シテ原案ニ賛意ヲ表セラレマシタ、其ノ一ハ、役員ノ政府任命制ヲ所屬團體ニ依ル選舉制ニ改メルコト、其ノ二ハ、肥料會社ニ對スル融資ノ如キ、所屬團體以外ヘノ融資ハ、國家ノ要請ニ基クモノデアルカラ、之ニ對シテハ政府ガ保證スベキデアルコト、其ノ三ハ、肥料會社ヘノ融資ハ、日本肥料株式會社ヲ通ズル又貸シノ方法ヲ廢シ、直接肥料工業會社ヘ融通スルコト、以上ヲ以テ討論ヲ打切り採決ヲ致シマシタ所、全員一致ヲ以テ原案通り可決セラレタノデゴザイマス、簡單デハゴザイマスガ、以上ヲ以テ委員會ノ報告ト致シマス(拍手)

○副議長(木村小左衛門君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ
○副議長(木村小左衛門君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ
○山口喜久一郎君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り可決セラレンコトヲ望ミマス
○副議長(木村小左衛門君) 山口君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
○副議長(木村小左衛門君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

農林中央金庫法の一部を改正する法律案
第二讀會(確定議)
○副議長(木村小左衛門君) 別ニ御發議モアリマセス、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り可決確定致シマシタ(拍手)日程第八、ソ聯邦殘留同胞引揚促進に關する決議案ヲ議題ト致シマス、提出者ノ趣旨聲明ヲ許シマス――提出者村島喜代君

第八
ソ聯邦殘留同胞引揚促進に關する決議案(村島喜代君外二名提出)
ソ聯邦殘留同胞引揚促進に關する決議案
ソ聯邦殘留同胞引揚促進に關する決議案

九月二十六日マツカサー司令部の發表に依れば、ソ聯邦管下に抑留中の兵士並びに邦人の送還が十月より開始される旨承り、誠に暗黒より光明を得た感じが致します。

○村島喜代君 昨、只今各黨ノ共同提案トシテ提出サレマシタ「ソ聯邦殘留同胞引揚促進に關する決議案」趣旨聲明ヲ簡單ニ致シタイと思ヒマス(拍手)先ヅ案文ヲ朗讀致シマス

九月二十六日マツカサー司令部の發表に依れば、ソ聯邦管下に抑留中の兵士並びに邦人の送還が十月より開始される旨承り、誠に暗黒より光明を得た感じが致します。

○村島喜代君 昨、只今各黨ノ共同提案トシテ提出サレマシタ「ソ聯邦殘留同胞引揚促進に關する決議案」趣旨聲明ヲ簡單ニ致シタイと思ヒマス(拍手)先ヅ案文ヲ朗讀致シマス

九月二十六日マツカサー司令部の發表に依れば、ソ聯邦管下に抑留中の兵士並びに邦人の送還が十月より開始される旨承り、誠に暗黒より光明を得た感じが致します。

○村島喜代君 昨、只今各黨ノ共同提案トシテ提出サレマシタ「ソ聯邦殘留同胞引揚促進に關する決議案」趣旨聲明ヲ簡單ニ致シタイと思ヒマス(拍手)先ヅ案文ヲ朗讀致シマス

九月二十六日マツカサー司令部の發表に依れば、ソ聯邦管下に抑留中の兵士並びに邦人の送還が十月より開始される旨承り、誠に暗黒より光明を得た感じが致します。

○村島喜代君 昨、只今各黨ノ共同提案トシテ提出サレマシタ「ソ聯邦殘留同胞引揚促進に關する決議案」趣旨聲明ヲ簡單ニ致シタイと思ヒマス(拍手)先ヅ案文ヲ朗讀致シマス

九月二十六日マツカサー司令部の發表に依れば、ソ聯邦管下に抑留中の兵士並びに邦人の送還が十月より開始される旨承り、誠に暗黒より光明を得た感じが致します。

○村島喜代君 昨、只今各黨ノ共同提案トシテ提出サレマシタ「ソ聯邦殘留同胞引揚促進に關する決議案」趣旨聲明ヲ簡單ニ致シタイと思ヒマス(拍手)先ヅ案文ヲ朗讀致シマス

九月二十六日マツカサー司令部の發表に依れば、ソ聯邦管下に抑留中の兵士並びに邦人の送還が十月より開始される旨承り、誠に暗黒より光明を得た感じが致します。

○村島喜代君 昨、只今各黨ノ共同提案トシテ提出サレマシタ「ソ聯邦殘留同胞引揚促進に關する決議案」趣旨聲明ヲ簡單ニ致シタイと思ヒマス(拍手)先ヅ案文ヲ朗讀致シマス

九月二十六日マツカサー司令部の發表に依れば、ソ聯邦管下に抑留中の兵士並びに邦人の送還が十月より開始される旨承り、誠に暗黒より光明を得た感じが致します。

○村島喜代君 昨、只今各黨ノ共同提案トシテ提出サレマシタ「ソ聯邦殘留同胞引揚促進に關する決議案」趣旨聲明ヲ簡單ニ致シタイと思ヒマス(拍手)先ヅ案文ヲ朗讀致シマス

九月二十六日マツカサー司令部の發表に依れば、ソ聯邦管下に抑留中の兵士並びに邦人の送還が十月より開始される旨承り、誠に暗黒より光明を得た感じが致します。

○村島喜代君 昨、只今各黨ノ共同提案トシテ提出サレマシタ「ソ聯邦殘留同胞引揚促進に關する決議案」趣旨聲明ヲ簡單ニ致シタイと思ヒマス(拍手)先ヅ案文ヲ朗讀致シマス

九月二十六日マツカサー司令部の發表に依れば、ソ聯邦管下に抑留中の兵士並びに邦人の送還が十月より開始される旨承り、誠に暗黒より光明を得た感じが致します。

○村島喜代君 昨、只今各黨ノ共同提案トシテ提出サレマシタ「ソ聯邦殘留同胞引揚促進に關する決議案」趣旨聲明ヲ簡單ニ致シタイと思ヒマス(拍手)先ヅ案文ヲ朗讀致シマス

九月二十六日マツカサー司令部の發表に依れば、ソ聯邦管下に抑留中の兵士並びに邦人の送還が十月より開始される旨承り、誠に暗黒より光明を得た感じが致します。

○村島喜代君 昨、只今各黨ノ共同提案トシテ提出サレマシタ「ソ聯邦殘留同胞引揚促進に關する決議案」趣旨聲明ヲ簡單ニ致シタイと思ヒマス(拍手)先ヅ案文ヲ朗讀致シマス

九月二十六日マツカサー司令部の發表に依れば、ソ聯邦管下に抑留中の兵士並びに邦人の送還が十月より開始される旨承り、誠に暗黒より光明を得た感じが致します。

○村島喜代君 昨、只今各黨ノ共同提案トシテ提出サレマシタ「ソ聯邦殘留同胞引揚促進に關する決議案」趣旨聲明ヲ簡單ニ致シタイと思ヒマス(拍手)先ヅ案文ヲ朗讀致シマス

九月二十六日マツカサー司令部の發表に依れば、ソ聯邦管下に抑留中の兵士並びに邦人の送還が十月より開始される旨承り、誠に暗黒より光明を得た感じが致します。

ヘテ居ラレル所ノ妻ノ心モ、ドウカ御
斯ク私達ガ叫ビデマス中ニ、幾多ノ家族
ガゴザイマスカ知レナイノ、デゴザイマ
ス、此ノ多數ノ未復員ノ家族ノ方々
ハ、私達ノ早ク、或ハ議會ヲ通ジヤシ
テ、數額ガ山ト嵯メラレテ居ル次第デ
ニト、

聯ニ居イマスガ別テ秘達ガブノソ
 コニ居イマスル所ノ在留邦人及ビ
 軍人軍屬ノ越冬問題ヲ考ヘマスルト、
 身モ心モ堪ヘラレナイ次第デゴイマ
 ス、茲ニ各政黨ハ、黨派ヲ超エマシ
 シテ、努力シテ解決マシテ、是ガ促進
 ニ協力シテ戴キマスルコトハ、淹ニ未
 復員家庭ト致シマスルコト強イノデ
 イマスガ、ドウゾ今後モ皆様、此ノ只
 今ノ團結ノ精神ヲ御忘レナク、一日モ

軍司令部ニ御努力ヲ請願下サルコト
ヲ、遺家族ニ代リ私シテ御願ヒスル
次第ゴザイマス、私ハ茲ニ全國ノ未
員遺家族ノ思ヒヲ代表致シマシテ、
決議案ニ賛成致シマシタ次第ゴザイ
マス。

○副議長(木村小左衛門君) 大橋喜高

美君

○大權寄美君 去ル二十四日、集團引揚孤兒方、幼キ胸ニツレムノ遺骨ヲ抱イテ歸ツテ參リニシタコトニ付キマズニ、私共ハドシナキ戦争ノ罪ヲ憎マズニ、ハ居ラハカツタデセウ、渝ニ此ノ度ノ戦争ハ日本ノ大キナ誤リデゴザルヲ、此ノ犠牲者ノ數知レナイ悲劇ニ、私共ハ此ノ變度ヲ歎メタコト

デゴザイマス、皆帝國主義戰爭ノ生
デゴザイマス、皆帝國主義戰爭ノ生
併シ國民ノ大多數者、帝國主義ノ何デ
アルカ、資本主義ノ何デアルカ、侵略
主義ノ何デアルカヲ知ツテ居ルデセウ
カ、唯ク何デシテ平和ノ生活ヲ切開ケ
ンガ爲ニ、國內ニ又國外ニ營々トシテ
働イタノデゴザイマス、日本人ハ元々

平和愛好ヲ示シイマス。吾人ノ領土ノ上ニ、惠マラス環境ト條件ノ下ニ、三伏マデモ額ニ汗シテ働ク國民デゴザイマス、其ノ姿ニドウシテ戰爭ヲ好ム民族ノ姿ガゴザイマセウカ、國民大衆ノ胸ノ中ニ宿シテ居ルノハ、平和愛好

ツテ居リマス、吉田總理大臣ヲ初メ、

テ、私ノ賛成意見ニ代ヘサシテ載キマ

是等ノ人々ノ生命ヲ左右スル所ノ一大

〔國務大臣男爵幣原喜重郎君登壇〕

定價 一部 七十錢

發行所
東京都牛込區市ヶ谷本村町
電話九段五三一四番課
振替東京一九〇〇〇